

令和 8 年度

市 税 等 の 概 要



KOBAYASHI
CITY

小 林 市
(市民生活部 税務課)

目次	
1. 税務行政機構等	1
税務機構（市民生活部 税務課）の事務分掌	2
2. 市民税	3
（1）個人市民税賦課期日現在の人口及び世帯数の推移	4
（2）市民税納税義務者数の推移	4
（3）個人市民税調定額の推移〔現年課税分〕	5
（4）令和7年度 個人市民税賦課状況	6
（5）令和7年度 課税標準額段階別・所得別納税義務者数	7
（6）各種所得の推移	8
（7）地方税ポータルシステム利用状況	9
（8）寄付金・寄付金税額控除の推移	9
（9）小林市が開設する申告会場における申告相談件数の推移	10
（10）年度別法人市民税納税義務者数及び調定額	11
（11）法人市民税均等割納税義務者数	12
（12）事業種別法人数	12
3. 固定資産税・都市計画税	13
（1）固定資産税納税義務者数の推移	14
（2）都市計画税納税義務者の推移	15
（3）固定資産税調定額の推移〔現年課税分〕	16
（4）都市計画税調定額の推移〔現年課税分〕	17
（5）固定資産税の決定価格等の内訳	18
（6）都市計画税の決定価格等の内訳	18
（7）土地・地目別集計表	19
（8）木造家屋・種類別集計表	19
（9）木造以外家屋・種類別集計表	20
（10）新增築家屋棟数の推移	20
（11）減少分家屋棟数の推移	20
（12）償却資産の決定価格等の内訳	21
（13）都市計画税の充当状況	22
（14）国有資産等所在市町村交付金調定額の推移	23
（15）固定資産評価審査委員会委員一覧	23

4. 諸税	25
（1）軽自動車税課税客体数及び調定額の推移	26
（2）軽自動車税課税客体数及び調定額の推移（グラフ）	27
（3）市たばこ税調定額及び課税本数の推移	28
（4）入湯税の調定額及び充当状況	28
5. 徴収	29
（1）市税決算額	30
（2）市税調定額及び徴収率等一覧表	32
（3）各税目の調定額及び収入済額の推移	33
（4）納税方法の状況	34
（5）口座振替利用状況	36
（6）コンビニ収納状況	37
（7）滞納処分状況（差押件数及び財産の換価金額）	37
（8）日曜納税相談窓口利用状況	37
（9）督促状発付状況	38
（10）徴収率・収納額の推移	40
（11）一般会計歳入総額と市税収入額の推移	41
6. 各種交付金等	43
（1）各種交付金等	44
7. 地籍調査	45
（1）実績と計画	46
（2）進捗率等の状況	50
8. その他	51
市税の税率及び納期等の一覧表	52

1 . 稅務行政機構等

税務機構（市民生活部 税務課）の事務分掌

（令和8年8月1日 現在）

G名	課長	ML	GL	職員	会計 年度 任用 職員	計	事務分掌
	1					1	課の総括
市民税 G			1	3	2	6	(1) 市税(国民健康保険税を除く。)の賦課、減免及び徴収に関すること。 (5) 市税に係る諸証明（市民課の所管に属するものを除く。）に関すること。 (8) 課内の庶務に関すること。
資産税（土地） G			1	4	2	7	(1) 市税(国民健康保険税を除く。)の賦課、減免及び徴収に関すること。 (4) 固定資産税の調査及び評価に関すること。 (5) 市税に係る諸証明（市民課の所管に属するものを除く。）に関すること。
資産税（家屋） G			1	3	1	5	(1) 市税(国民健康保険税を除く。)の賦課、減免及び徴収に関すること。 (4) 固定資産税の調査及び評価に関すること。 (5) 市税に係る諸証明（市民課の所管に属するものを除く。）に関すること。
納税 G			1	3	1	5	(1) 市税(国民健康保険税を除く。)の賦課、減免及び徴収に関すること。 (2) 市税の督促及び滞納処分に関すること。 (3) 市税の徴収猶予及び不納欠損処分に関すること。 (5) 市税に係る諸証明（市民課の所管に属するものを除く。）に関すること。
収納管理 G			1	4	1	6	(1) 市税(国民健康保険税を除く。)の賦課、減免及び徴収に関すること。 (2) 市税の督促及び滞納処分に関すること。 (3) 市税の徴収猶予及び不納欠損処分に関すること。 (5) 市税に係る諸証明（市民課の所管に属するものを除く。）に関すること。
地籍調査 G			1	3	3	7	(6) 地籍調査に関すること。 (7) 市の境界の変更に関すること。
合計	1		6	20	10	37	

2. 市民税

(1) 個人市民税賦課期日現在の人口及び世帯数の推移

(各年1月1日現在 単位：人、世帯)

年 区分		4	5	6	7	8
人口	男	20,624	20,388	20,112	19,669	19,266
	女	23,423	23,166	22,832	22,406	21,876
	計	44,047	43,554	42,944	42,075	41,142
世帯数		22,118	22,195	22,157	22,086	21,831

出典 企画政策課_人口推移

(2) 市民税納税義務者数の推移

(各年度7月1日現在 単位：人、社)

年度 区分			4	5	6	7	8
個人	均等割＋所得割		17,763	17,614	16,169	17,953	17,732
	均等割のみ		2,558	2,468	3,883	2,378	2,142
	計		20,321	20,082	20,052	20,331	19,874
法人	地方税法第312条第1項に該当	第9号	4	4	3	4	－
		第8号	0	0	1	0	－
		第7号	54	56	57	56	－
		第6号	3	4	6	7	－
		第5号	43	41	36	35	－
		第4号	10	8	11	9	－
		第3号	174	177	171	167	－
		第2号	14	14	13	13	－
		第1号	806	810	819	819	－
	計		1,108	1,114	1,117	1,110	－

出典 個人：課税状況等の調_第2表 個人の市町村民税の納税義務者等に関する調

法人：課税状況等の調_第48表 市町村民税の法人均等割に関する調

※ 第1号～第9号法人の説明は「(10) 法人市民税均等割納税義務者数」参照。

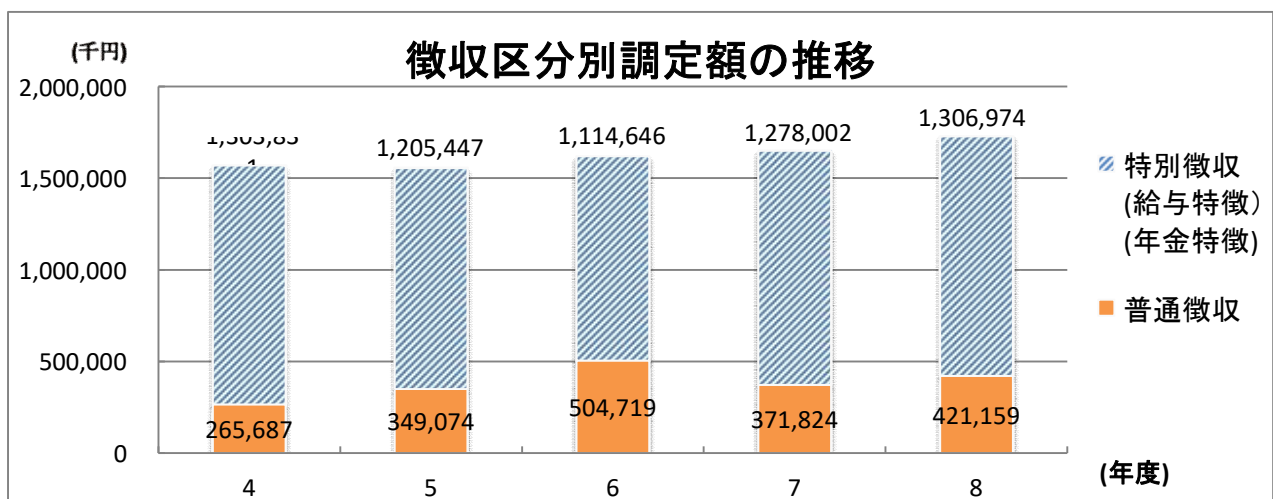
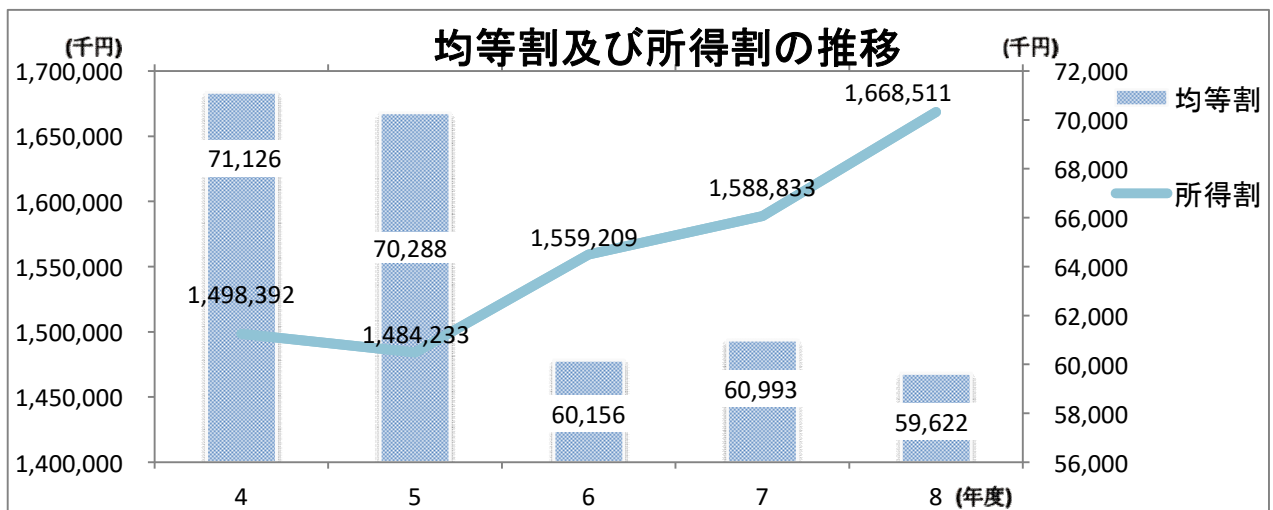
※ 法人市民税は前年度の事業実績による課税であるため前年度の集計が最新。

(3) 個人市民税調定額の推移〔現年課税分〕

(各年度7月1日現在 単位：千円)

年度 区分		4	5	6	7	8
普通徴収	均等割	13,519	13,174	11,286	10,959	10,819
	所得割	252,168	335,900	493,433	360,865	410,340
	小計	265,687	349,074	504,719	371,824	421,159
特別徴収 (給与特徴) (年金特徴)	均等割	57,607	57,114	48,870	50,034	48,803
	所得割	1,246,224	1,148,333	1,065,776	1,227,968	1,258,171
	小計	1,303,831	1,205,447	1,114,646	1,278,002	1,306,974
	事業所数	2,936	2,962	2,981	2,933	2,880
調定額	均等割	71,126	70,288	60,156	60,993	59,622
	所得割	1,498,392	1,484,233	1,559,209	1,588,833	1,668,511
	合計	1,569,518	1,554,521	1,619,365	1,649,826	1,728,133

出典 課税状況等の調_第2表 個人の市町村民税の納税義務者等に関する調
 課税状況等の調_第3表 市町村民税の特別徴収義務者等に関する調
 事業所数 基幹系システムにおける事業所別税額一覧作成処理より抽出

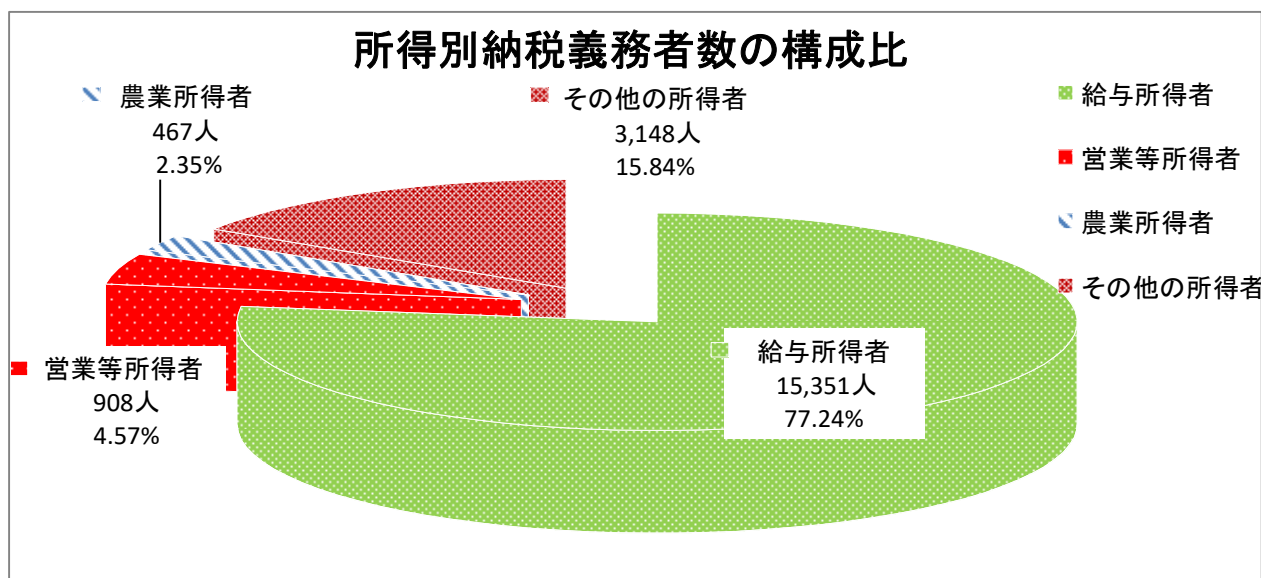


(4) 令和8年度 個人市民税賦課状況

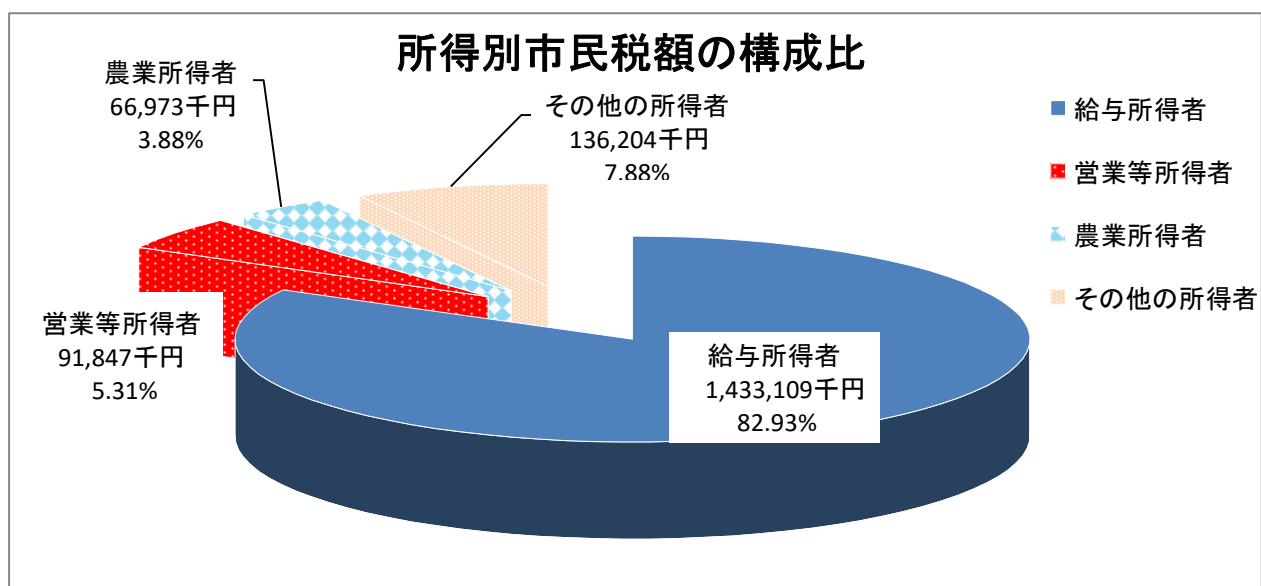
(令和8年7月1日現在 単位：人、千円、%)

区分 所得区分	均等割のみを納める		均等割と所得割を納める者			合 計		納税義務者 1人当たり 平均税額 G/F	税 額 構 成 比
	納税義務者	均等割額	納税義務者	均等割額	所得割額	納税義務者 (A+C) F	税 額 (B+D+E) G		
給与所得者	890	2,670	14,461	43,383	1,387,056	15,351	1,433,109	93	82.9
営業等 所得者	193	579	715	2,145	89,123	908	91,847	101	5.3
農業所得者	133	399	334	1,002	65,572	467	66,973	143	3.9
その他の 所得者	926	2,778	2,222	6,666	126,760	3,148	136,204	43	7.9
計	2,142	6,426	17,732	53,196	1,668,511	19,874	1,728,133	87	100.0

出典 課税状況等の調_第2表 個人の市町村民税の納税義務者等に関する調



納税義務者合計 19,874 人



市民税総額 1,728,133 千円

(5) 令和8年度 課税標準額段階別・所得別納税義務者数

(令和8年7月1日現在 単位：人)

課税標準額 の段階	区分	給与 所得	営業等 所得	農業 所得	その他の 所得	分離譲渡 所得	合計
1千円を超え 10万円以下		360	37	16	250	46	709
10万円を超え 100万円以下		5,045	305	126	1,427	42	6,945
100万円を超え 200万円以下		5,066	149	63	281	42	5,601
200万円を超え 300万円以下		2,228	73	27	55	10	2,393
300万円を超え 400万円以下		1,014	51	29	21	13	1,128
400万円を超え 550万円以下		422	32	19	30	14	517
550万円を超え 700万円以下		91	23	10	13	8	145
700万円を超え 1千万円以下		66	18	17	12	8	121
1千万円を超える 金額		105	16	23	11	18	173
合計		14,397	704	330	2,100	201	17,732

出典 課税状況等の調_第5表 課税標準額段階別所得割額等に関する調【給与所得者】

課税状況等の調_第6表 課税標準額段階別所得割額等に関する調【営業等所得者】

課税状況等の調_第7表 課税標準額段階別所得割額等に関する調【農業所得者】

課税状況等の調_第9表 課税標準額段階別所得割額等に関する調【その他の所得者】

課税状況等の調_第11表 課税標準額段階別所得割額等に関する調【分離課税をした者
る分】

※課税標準額

市民税の課税の基礎となる金額のことで、所得金額から所得控除額を差し引いた金額のこと。

(6) 各種所得の推移

■ 個人の市民税の所得割を納める者（納税義務者数）

(単位：人、%)

区分	4		5		6		7		8	
	義務者	構成比	義務者	構成比	義務者	構成比	義務者	構成比	義務者	構成比
給与所得者	14,760	83.1	14,771	83.9	13,814	85.5	14,956	83.3	15,351	77.3
営業等所得者	789	4.4	743	4.2	645	4.0	689	3.8	908	4.6
農業所得者	283	1.6	225	1.3	201	1.2	280	1.6	467	2.3
その他所得者	1,931	10.9	1,875	10.6	1,509	9.3	2,028	11.3	3,148	15.8
合 計	17,763	100	17,614	100	16,169	100	17,953	100	19,874	100

出典 課税状況等の調_第2表 個人の市町村民税の納税義務者等に関する調

■ 個人の市民税の所得割を納める者（所得割額）

(単位：千円、%)

区分	4		5		6		7		8	
	所得割額	構成比	所得割額	構成比	所得割額	構成比	所得割額	構成比	所得割額	構成比
給与所得者	1,227,163	81.9	1,258,913	84.8	1,150,406	73.8	1,343,980	84.6	1,387,056	83.1
営業等所得者	102,744	6.9	90,803	6.1	81,465	5.2	87,987	5.5	89,123	5.3
農業所得者	45,016	3.0	30,548	2.1	29,763	1.9	43,542	2.7	65,572	3.9
その他所得者	123,469	8.2	103,969	7.0	297,575	19.1	113,324	7.1	126,760	7.6
合 計	1,498,392	100.0	1,484,233	100	1,559,209	100	1,588,833	100	1,668,511	100

出典 課税状況等の調_第2表 個人の市町村民税の納税義務者等に関する調

■ 退職所得者の分離課税に係る所得割額等

(単位：千円、人)

調定月	4		5		6		7		8	
	税額	義務者	税額	義務者	税額	義務者	税額	義務者	税額	義務者
4月	968	14	491	16	421	18	1,760	18	586	17
5月	3,604	28	2,418	32	2,597	31	1,794	27	2,063	23
6月	665	2	158	1	2,295	8	5	1	162	5
7月	5,871	6	693	6	585	3	47	2	—	—
8月	547	3	4	1	583	6	605	6	—	—
9月	574	9	460	7	821	5	623	3	—	—
10月	0	0	133	5	261	4	630	6	—	—
11月	126	3	87	1	203	2	329	3	—	—
12月	173	1	15	3	474	3	152	1	—	—
1月	538	4	567	2	2,186	6	786	6	—	—
2月	129	1	95,446	6	248	3	500	12	—	—
3月	2,106	21	1,893	8	1,279	19	741	5	—	—
合 計	15,301	92	102,365	88	11,953	108	7,972	90	2,811	45

出典 課税状況等の調_第20表 退職所得の分離課税に係る所得割額等に関する調

(7) 地方税ポータルシステム利用状況

■ 電子申告利用件数

(単位：件、%)

年度		4	5	6	7	8
給与支払 報告書	利用件数 A	11,469	12,184	12,771	13,383	13,655
	全体件数 B	24,587	25,562	25,634	25,783	25,131
	A/B	46.6	47.7	49.8	51.9	54.3
年金支払 報告書	利用件数 A	23,963	23,736	23,370	23,229	22,873
	全体件数 B	24,010	23,941	23,499	23,314	22,961
	A/B	99.8	99.1	99.5	99.6	99.6
法人市民税 (確定、予定、 修正、更正)	利用件数 A	1,348	1,409	1,404	1,436	1,450
	全体件数 B	1,543	1,636	1,663	1,667	1,590
	A/B	87.4	86.1	84.4	86.1	91.2
償却資産 (申告)	利用件数 A	839	893	916	959	996
	全体件数 B	1,842	1,839	1,886	1,810	1,756
	A/B	45.5	48.6	48.6	53.0	56.7
計	利用件数 A	37,619	38,222	38,461	39,007	38,974
	全体件数 B	51,982	52,978	52,682	52,574	51,438
	A/B	72.4	72.1	73.0	74.2	75.8

出典 電子申告利用率等調査

■ 国税連携利用件数

(単位：件)

年度	4	5	6	7	8
確定申告書 (e-Tax)	12,160	10,822	10,152	10,633	9,899

※国税連携

確定申告書や法定調書など、国税庁が保有する情報を電子データで連携する仕組みのこと。

(8) 寄付金・寄付金税額控除の推移

■ 寄付件数・寄付額・寄付金税額控除額

(単位：人、千円)

年度		4	5	6	7	8
寄付金特例 控除対象※1	人数	904	1,119	1,308	1,428	1,521
	寄付金額	111,446	225,246	140,123	105,311	115,853
	控除額	34,464	40,489	60,436	47,351	51,886
	うち ワンストップ 特例					
	人数	425	620	742	798	848
	寄付金額	16,403	24,245	30,210	33,919	36,536
特例控除 対象外※2	人数	53	46	42	39	36
	寄付金額	2,611	2,120	1,608	1,344	1,902
	控除額	74	88	32	50	83
計※3	人数	941	1,150	1,336	1,458	1,543
	寄付金額	114,057	227,366	141,731	106,655	117,755
	控除額	34,538	40,577	60,468	47,401	51,969

出典 課税状況等の調_第42表 寄付金税額控除に関する調べ

※1 ふるさと納税を含む寄付金特例控除対象となる寄付金

※2 共同募金会、日本赤十字社または特例控除対象外の都道府県等に対する寄付、条例寄付等

※3 計欄の人数は、寄付を行った実人数のため、合計数は一致しない

(9) 小林市が開設する申告会場における申告相談件数の推移

(単位：件)

年	地区	住民税申告	確定申告(A)		合計	電送率(B／A)
				うち電送(B)		
8	小林	1, 203	838	838	2, 041	100. 00
	須木	114	130	130	244	100. 00
	野尻	422	289	289	711	100. 00
	合計	1, 739	1, 257	1, 257	2, 996	100. 00
7	小林	1, 147	886	885	2, 033	99. 89
	須木	133	107	107	240	100. 00
	野尻	458	290	290	748	100. 00
	合計	1, 738	1, 283	1, 282	3, 021	99. 92
6	小林	1, 098	980	978	2, 078	99. 80
	須木	133	136	136	269	100. 00
	野尻	395	353	353	748	100. 00
	合計	1, 626	1, 469	1, 467	3, 095	99. 86
5	小林	1, 135	1, 001	754	2, 136	75. 32
	須木	136	133	133	269	100. 00
	野尻	408	319	317	727	99. 37
	合計	1, 679	1, 453	1, 204	3, 132	82. 86
4	小林	1, 046	924	518	1, 970	56. 06
	須木	134	132	0	266	0. 00
	野尻	483	416	0	899	0. 00
	合計	1, 663	1, 472	518	3, 135	35. 19
3	小林	1, 003	936	637	1, 939	68. 06
	須木	137	126	0	263	0. 00
	野尻	486	454	105	940	23. 13
	合計	1, 626	1, 516	742	3, 142	48. 94
2	小林	937	1, 014	685	1, 951	67. 55
	須木	143	129	2	272	1. 55
	野尻	498	455	107	953	23. 52
	合計	1, 578	1, 598	794	3, 176	49. 69

※電送

専用回線を利用して、確定申告書を税務署へデータ引継を行うこと。

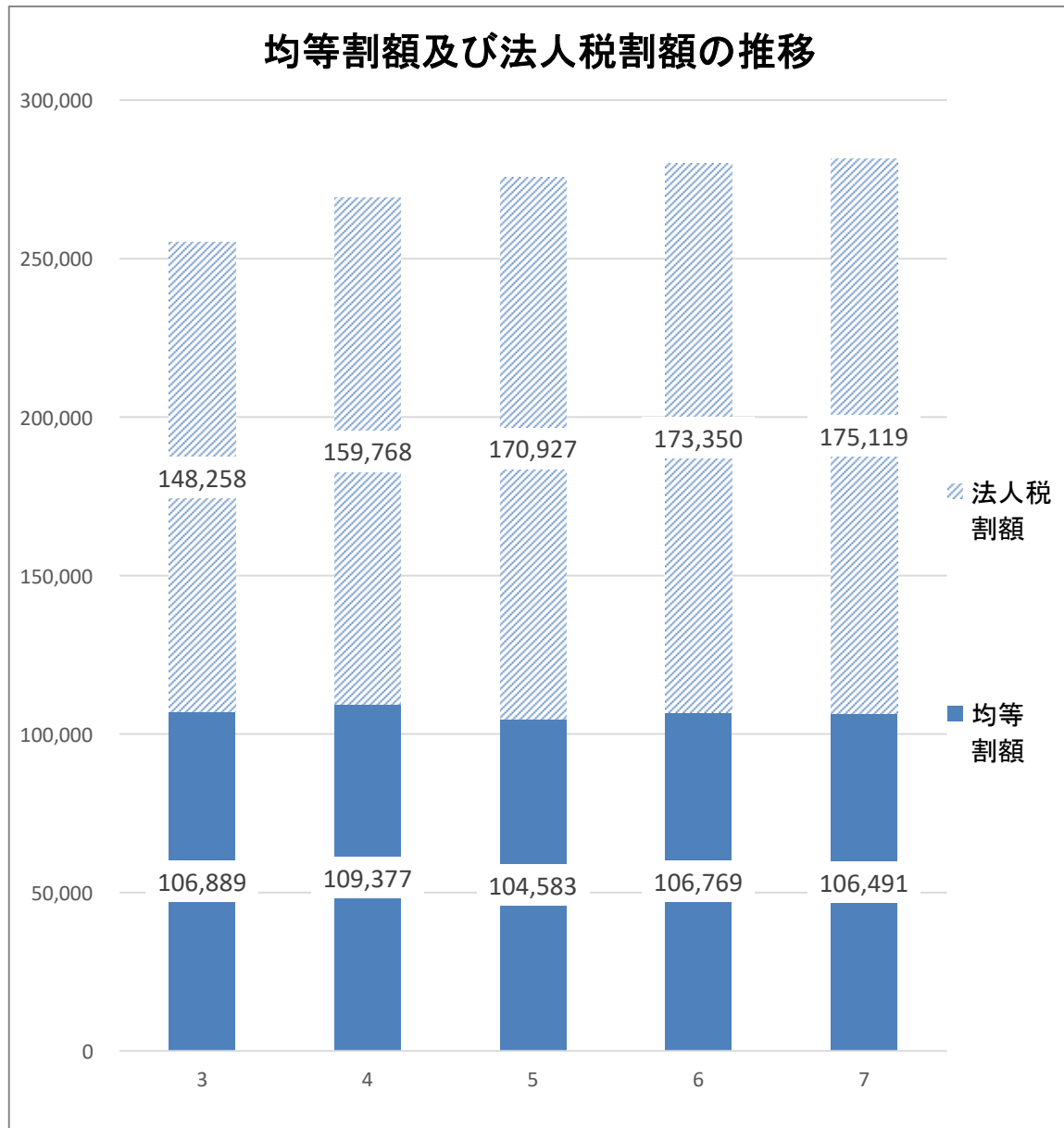
(10) 年度別法人市民税納税義務者数及び調定額

(各年度7月1日現在 単位：社、千円、%)

年度 区分		3	4	5	6	7
均等割額	法人数	1,097	1,108	1,114	1,117	1,110
	調定額	106,889	109,377	104,583	106,769	106,491
法人税割額	法人数	335	331	324	309	321
	調定額	148,258	159,768	170,927	173,350	175,119
合計調定額		255,147	269,145	275,510	280,119	281,610
合計調定額の対前年比			105.5	102.4	101.7	100.5

出典 課税状況等の調_第32表 市町村民税の法人税割に関する調

課税状況等の調_第48表 市町村民税の法人均等割に関する調



(11) 法人市民税均等割納税義務者数

(各年度7月1日現在、単位：法人)

区分 \ 年度	3	4	5	6	7
第9号	3	4	4	3	4
第8号	1	0	0	1	0
第7号	54	54	56	57	56
第6号	3	3	4	6	7
第5号	39	43	41	36	35
第4号	11	10	8	11	9
第3号	179	174	177	171	167
第2号	14	14	14	13	13
第1号	793	806	810	819	819
合計	1,097	1,108	1,114	1,117	1,110

出典 課税状況等の調_第48表 市町村民税の法人均等割に関する調

(12) 事業種別法人数

(単位：法人)

区分 \ 年度	3	4	5	6	7
卸売・小売業	261	260	262	253	229
建設業	190	195	198	201	199
サービス業	139	138	136	137	140
製造業	105	103	96	99	97
農業	106	106	101	102	104
医療・福祉	71	72	75	75	84
飲食店・宿泊業	54	57	58	60	60
金融・保険業	34	36	37	36	34
不動産業	34	34	35	37	37
運輸業	20	19	20	19	22
複合サービス業	19	19	20	19	18
電気・ガス ・水道・熱供給業	20	21	20	20	20
林業・狩猟業	16	19	22	23	26
教育・学習支援	9	9	9	10	9
情報通信業	7	7	10	12	13
漁業・水産養殖業	3	3	3	1	0
分類不能の産業	9	10	12	13	20
合計	1,097	1,108	1,114	1,117	1,112

出典 基幹系システムにおける汎用抽出(法人)ファイル作成処理より抽出

3. 固定資産税・都市計画税

(1) 固定資産税納税義務者数の推移

(各年度4月1日現在、単位：人)

区分 \ 年度			4	5	6	7	8
免税点 以上	個人	土地	16,959	16,957	16,776	16,740	16,658
		家屋	17,655	17,629	17,567	17,481	17,384
		償却資産	328	331	317	314	303
	法人	土地	686	712	722	737	751
		家屋	625	634	641	643	655
		償却資産	665	684	709	716	745
	計	土地	17,645	17,669	17,498	17,477	17,409
		家屋	18,280	18,263	18,208	18,124	18,039
		償却資産	993	1,015	1,026	1,030	1,048
免税点 未満	個人	土地	9,776	9,607	9,644	9,485	9,337
		家屋	1,131	1,103	1,082	1,066	1,034
		償却資産	196	218	237	243	248
	法人	土地	160	153	164	159	167
		家屋	16	16	16	15	15
		償却資産	523	536	544	545	532
	計	土地	9,936	9,760	9,808	9,644	9,504
		家屋	1,147	1,119	1,098	1,081	1,049
		償却資産	719	754	781	788	780
合計	個人	土地	26,735	26,564	26,420	26,225	25,995
		家屋	18,786	18,732	18,649	18,547	18,418
		償却資産	524	549	554	557	551
	法人	土地	846	865	886	896	918
		家屋	641	650	657	658	670
		償却資産	1,188	1,220	1,253	1,261	1,277
	計	土地	27,581	27,429	27,306	27,121	26,913
		家屋	19,427	19,382	19,306	19,205	19,088
		償却資産	1,712	1,769	1,807	1,818	1,828

出典 概要調書第1表、第21表、第69表

※償却資産

工場や商店等を経営する個人や法人が、その事業のために用いる機械・器具・備品等のこと

※免税点

固定資産税が課税されない基準となる課税標準額の上限のこと。

(同一人単位：土地30万円、家屋20万円、償却資産150万円)

(2) 都市計画税納税義務者数の推移

(各年度4月1日現在、単位：人)

区分 \ 年度			4	5	6	7	8
免税点 以上	個人	土地	8,418	8,452	8,388	8,425	8,411
		家屋	8,734	8,753	8,737	8,722	8,699
	法人	土地	365	374	376	380	389
		家屋	371	373	379	382	388
	計	土地	8,783	8,826	8,764	8,805	8,800
		家屋	9,105	9,126	9,116	9,104	9,087
免税点 未満	個人	土地	1,671	1,630	1,680	1,661	1,634
		家屋	358	347	339	329	320
	法人	土地	47	45	48	48	52
		家屋	3	3	3	1	1
	計	土地	1,718	1,675	1,728	1,709	1,686
		家屋	361	350	342	330	321
合計	個人	土地	10,089	10,082	10,068	10,086	10,045
		家屋	9,092	9,100	9,076	9,051	9,019
	法人	土地	412	419	424	428	441
		家屋	374	376	382	383	389
	計	土地	10,501	10,501	10,492	10,514	10,486
		家屋	9,466	9,476	9,458	9,434	9,408

出典 概要調書第52表

(3) 固定資産税調定額の推移〔現年課税分〕

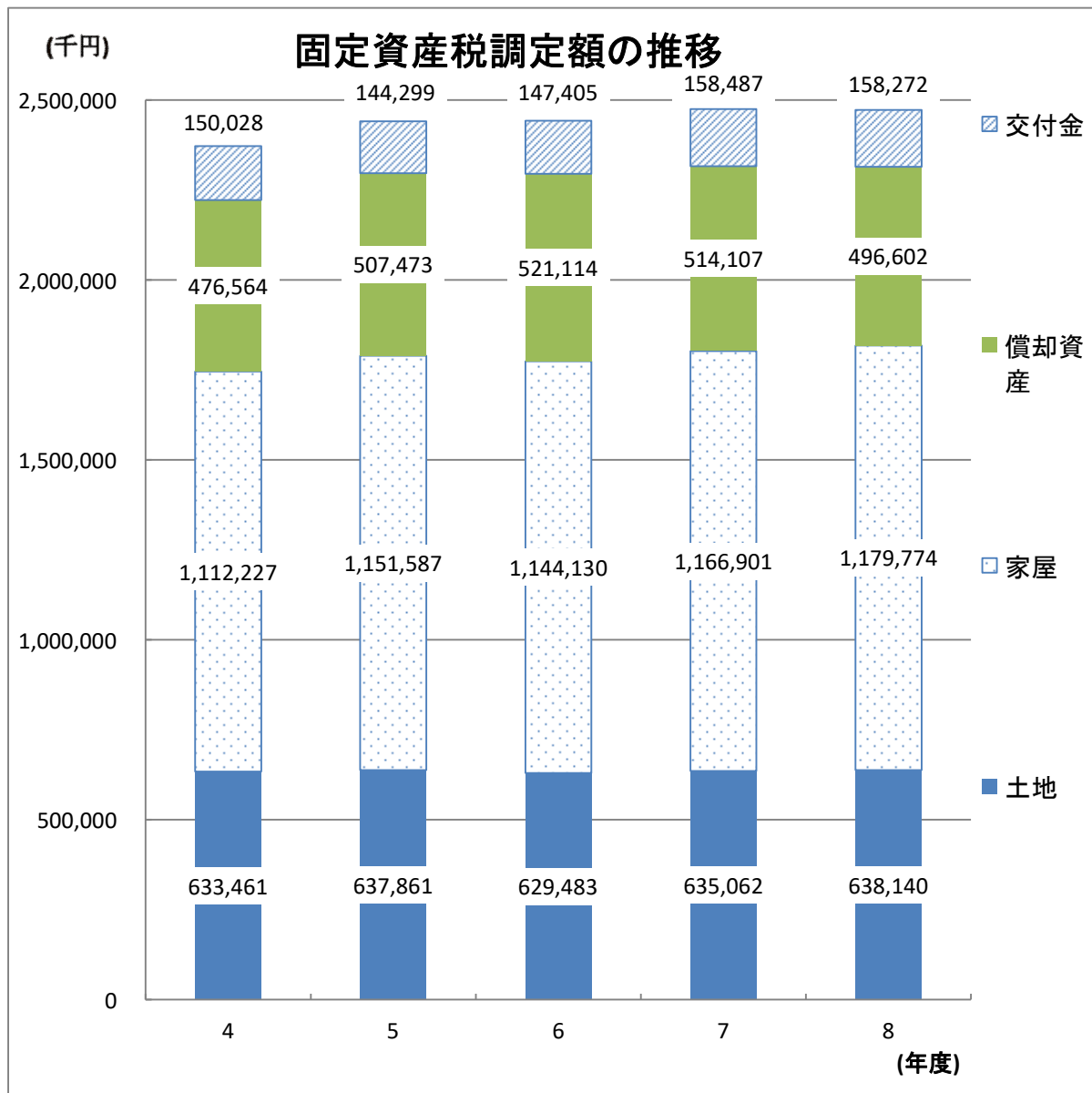
(各年度4月1日現在、単位：千円)

年度 区分		4	5	6	7	8
固定資産税	土地	633,461	637,861	629,483	635,062	638,140
	家屋	1,112,227	1,151,587	1,144,130	1,166,901	1,179,774
	償却資産	476,564	507,473	521,114	514,107	496,602
	小計	2,222,252	2,296,921	2,294,727	2,316,070	2,314,516
交付金		150,028	144,299	147,405	158,487	158,272
合計		2,372,280	2,441,220	2,442,132	2,474,557	2,472,788

出典 更正集計表

※交付金

「(14) 国有資産等所在市町村交付金」を参照。

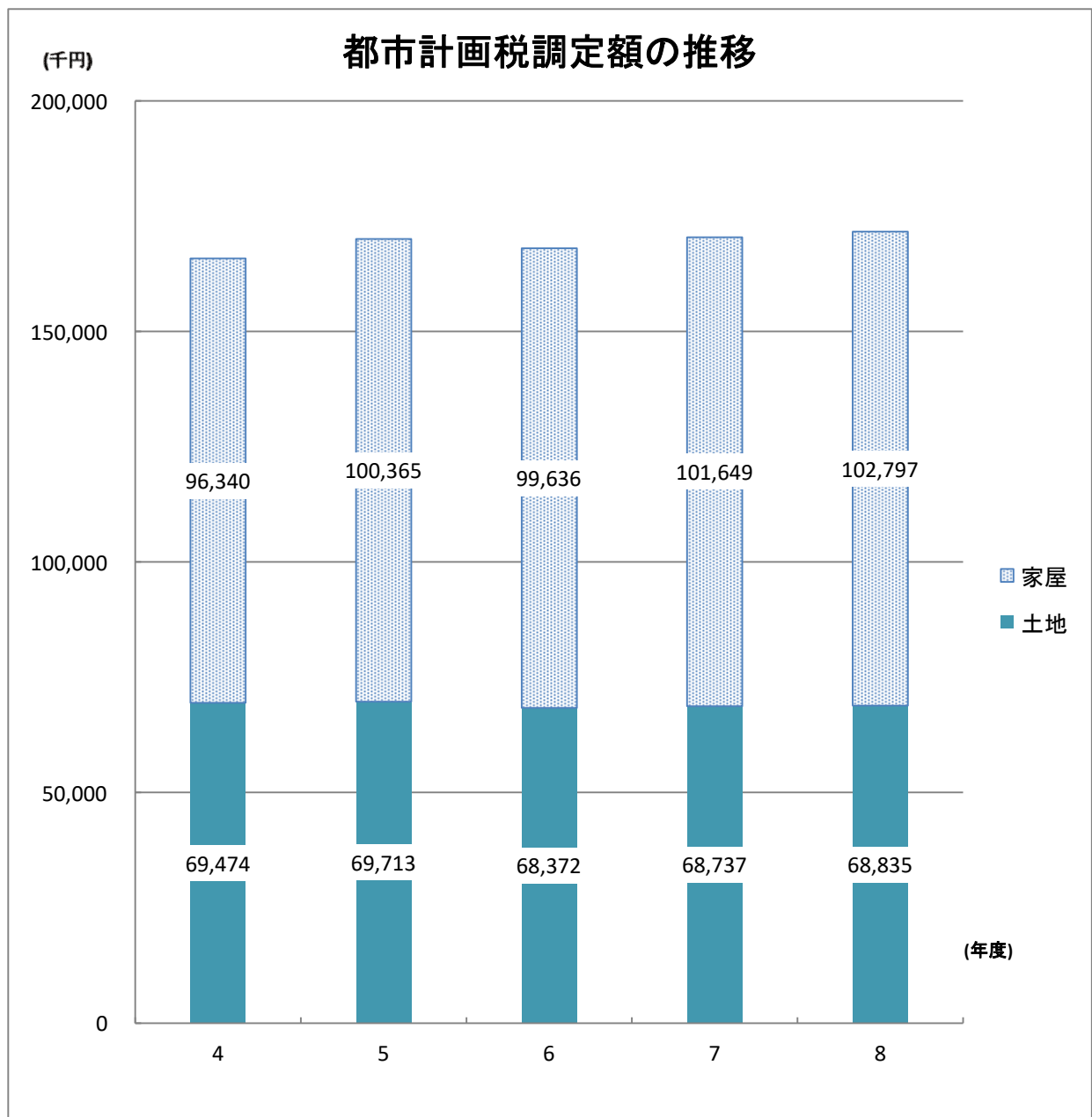


(4) 都市計画税調定額の推移〔現年課税分〕

(各年度4月1日現在、単位：千円)

年度 区分	4	5	6	7	8
土地	69,474	69,713	68,372	68,737	68,835
家屋	96,340	100,365	99,636	101,649	102,797
合計	165,814	170,078	168,008	170,386	171,632

出典 更正集計表



(5) 固定資産税の決定価格等の内訳

(令和8年4月1日現在、免税点以上)

区分	納税 義務者数 (人)	筆数又 は棟数	地積又は 床面積 (㎡)	決定価格 (千円)	決定価格 の構成比 (%)
土地	17,409	146,143	165,627,954	100,797,359	45.3
家屋	18,039	49,411	4,499,735	85,548,654	38.4
償却資産	1,048	－	－	36,391,023	16.3
市評価分	1,042	－	－	24,111,994	10.8
国・県配分	6	－	－	12,279,029	5.5
合計	36,496	195,554	170,127,689	222,737,036	100.0

出典 概要調書第1～2表、第21～22表、第69～70表

※決定価格

固定資産税を課税するために決定した価格（固定資産税評価額）。

※償却資産 市評価分

償却資産のうち、納税義務者の申告に基づき市が評価したもの。

※償却資産 国・県配分

償却資産のうち、地方税法第389条第1項の規定により総務大臣又は県知事が指定し、総務省令に基づき市に配分したもの。

(6) 都市計画税の決定価格等の内訳

(令和8年4月1日現在、免税点以上)

区分	納税 義務者数 (人)	筆数又 は棟数	地積又は 床面積 (㎡)	決定価格 (千円)	決定価格 の構成比 (%)
土地	8,800	24,623	12,793,000	60,729,515	54.0
家屋	9,087	19,753	1,957,665	51,790,271	46.0
合計	17,887	44,376	14,750,665	112,519,786	100.0

出典 概要調書第52～54表

(7) 土地・地目別集計表

(令和8年4月1日現在、免税点以上、単位：筆、㎡、千円)

地目 \ 区分		筆数	地積	決定価格
田		19,921	21,793,068	2,344,241
畑		28,190	43,657,702	2,004,911
宅地	住宅用地	42,671	11,765,193	59,233,508
	非住宅用地	6,776	6,254,319	25,189,470
	計	49,447	18,019,512	84,422,978
池沼		55	35,964	8,342
山林		33,648	70,239,013	2,117,151
原野		9,716	7,834,631	120,857
雑種地		5,097	3,464,906	9,755,182
その他（牧場等）		69	583,158	23,697
合計		146,143	165,627,954	100,797,359

出典 概要調書第2表

(8) 木造家屋・種類別集計表

(令和8年4月1日現在、免税点以上、単位：棟、㎡、千円)

種類 \ 区分		棟数	床面積	決定価格
住宅	戸建形式	24,962	2,117,082	42,417,754
	集合形式	186	57,661	2,391,806
	併用	839	68,217	884,858
	計	25,987	2,242,960	45,694,418
旅館・ホテル		110	5,158	66,162
事務所・店舗		697	51,315	1,294,730
劇場・病院		20	3,339	131,597
工場・倉庫		250	27,977	263,132
附属家		13,420	600,536	1,786,731
合計		40,484	2,931,285	49,236,770

出典 概要調書第24表

(9) 木造以外家屋・種類別集計表

(令和8年4月1日現在、免税点以上、単位：棟、㎡、千円)

種類 \ 区分	棟数	床面積	決定価格
事務所・店舗	963	260,781	10,074,716
住宅用建物	1,107	180,093	6,457,821
病院・ホテル	117	109,523	8,366,575
工場・倉庫	2,691	665,519	9,064,750
その他	4,049	352,534	2,348,022
合計	8,927	1,568,450	36,311,884

出典 概要調書第25～30表

(10) 新增築家屋棟数の推移

(各年度4月1日現在、単位：棟)

年度 \ 区分		4	5	6	7	8
木造	新築	167	145	143	110	82
	増築	5	9	5	3	6
	計	172	154	148	113	88
木造以外	新築	20	40	30	13	16
	増築	0	1	0	0	1
	計	20	41	30	13	17
合計	新築	187	185	173	123	98
	増築	5	10	5	3	7
	計	192	195	178	126	105

出典 概要調書第31～32表

(11) 減少分家屋棟数の推移

(各年度4月1日現在、単位：棟)

年度 \ 区分	4	5	6	7	8
木造	432	455	426	382	455
木造以外	91	76	83	94	82
合計	523	531	509	476	537

出典 概要調書第33～34表

(12) 償却資産の決定価格等の内訳

(令和8年4月1日現在、単位：千円)

区分 種類		決定価格	課税標準額	
				うち公益事業等特例分
市 評 価 分	構築物	6, 322, 068	6, 081, 375	247, 454
	機械及び装置	13, 954, 272	13, 819, 315	84, 525
	船舶	9, 883	9, 883	0
	航空機	0	0	0
	車両及び運搬具	25, 405	25, 405	0
	工具・器具・備品	3, 800, 366	3, 781, 108	9, 913
	計	24, 111, 994	23, 717, 086	341, 892
国・県配分		12, 279, 029	12, 277, 425	－
合計		36, 391, 023	35, 994, 511	341, 892

出典 概要調書第70表

(13) 都市計画税の充当状況

(単位：千円、%)

年度 区分			4 (決算)	5 (決算)	6 (決算)	7 (決算)	8 (予算)
都市計画事業費等	街路		48,429	323,620	179,710	202,815	424,560
	公園		112,102	1,025,206	970,579	2,734,174	720,035
	下水道		225,957	241,187	99,521	130,096	199,108
	その他		4,724	0	0	0	0
	市街地開発事業		0	0	0	0	0
	都市計画事業 計	A	391,212	1,590,013	1,249,810	3,067,085	1,343,703
	土地区画整理事業	B	0	0	0	0	0
	地方債償還額	C	500,243	457,291	419,252	408,963	456,137
	合計 (A+B+C)	D	891,455	2,047,304	1,669,062	3,476,048	1,799,840
D の 財 源 内 訳	地 方 債	E	168,500	747,000	621,700	1,663,100	610,300
	支 出 金	F	130,453	741,091	607,942	1,376,937	268,950
	負担金その他	G	4,526	7,592	3,468	1,825	2,044
	都市計画税収入額	H	165,391	169,835	167,923	169,369	172,101
	一般財源等	I	422,585	381,786	268,029	264,817	746,445
	D - (E+F+G+H)						
合 計 J			891,455	2,047,304	1,669,062	3,476,048	1,799,840
充当割合 $\frac{H}{H+I}$ K			28.1	30.8	38.5	39.0	18.7

出典 都市計画税の課税状況等の調

(注) 充当割合は、「都市計画事業費等」に充当された一般財源のうち、都市計画税が占める割合。

$$\text{充当割合 } K = \frac{\text{都市計画税収入額 } H}{\text{都市計画事業費等に充当された一般財源 } H + I} \times 100$$

(14) 国有資産等所在市町村交付金調定額の推移

(単位：千円)

所有者 \ 年度	4	5	6	7	8
九州森林管理局	65,036	62,558	64,071	65,670	66,831
農林水産省	339	323	345	329	370
宮崎市上下水道局	32,830	32,260	31,690	40,944	40,185
九州財務局	206	193	181	170	162
宮崎県企業局	47,262	44,765	47,048	47,518	46,990
宮崎県	4,355	4,200	4,070	3,856	3,734
合計	150,028	144,299	147,405	158,487	158,272

※国有資産等所在市町村交付金

国や地方公共団体の所有する固定資産のうち、一般の固定資産と異ならないような状態で使用されているもの（宿舎等）について、固定資産税に準じて、国や地方公共団体から交付される交付金のこと。

(15) 固定資産評価審査委員会委員一覧

役職名	氏名	任期
委員長	塚田 徳義	令和6年5月10日 ～ 令和9年5月9日
委員	瀬戸山 雅光	令和6年5月10日 ～ 令和9年5月9日
委員	椎屋 三八子	令和6年5月10日 ～ 令和9年5月9日

※固定資産評価審査委員会

固定資産課税台帳に登録された価格に関する不服を審査決定するために設置される委員会のこと。

This image shows a single sheet of white paper with rounded corners, designed as a memo or notebook page. At the top center, there is a header section containing the text "- MEMO -" in a black, sans-serif font. Below this header, the page is filled with horizontal ruling lines, spaced evenly apart, providing a guide for writing. The lines extend across most of the width of the page, leaving small margins on either side. The overall appearance is clean and minimalist, typical of a standard notepad.

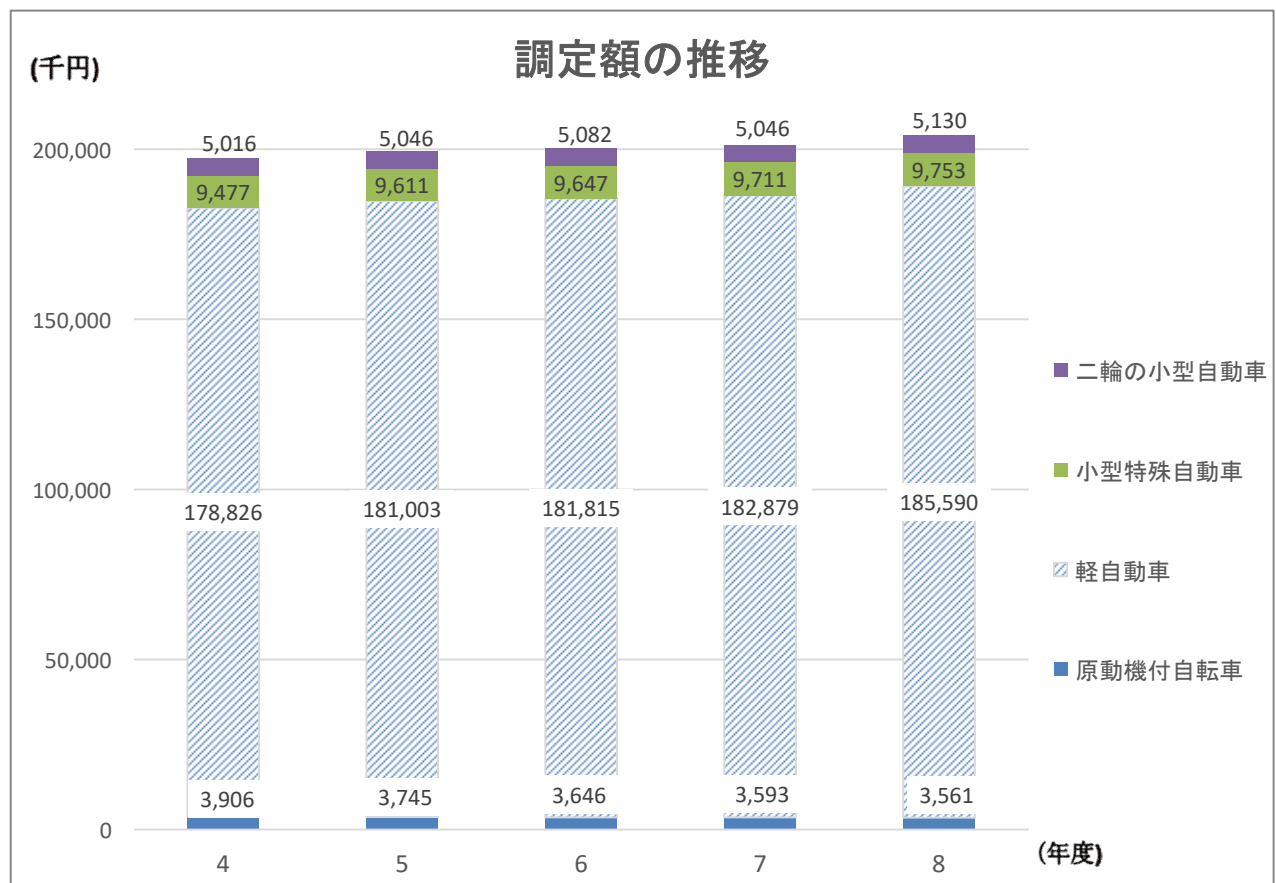
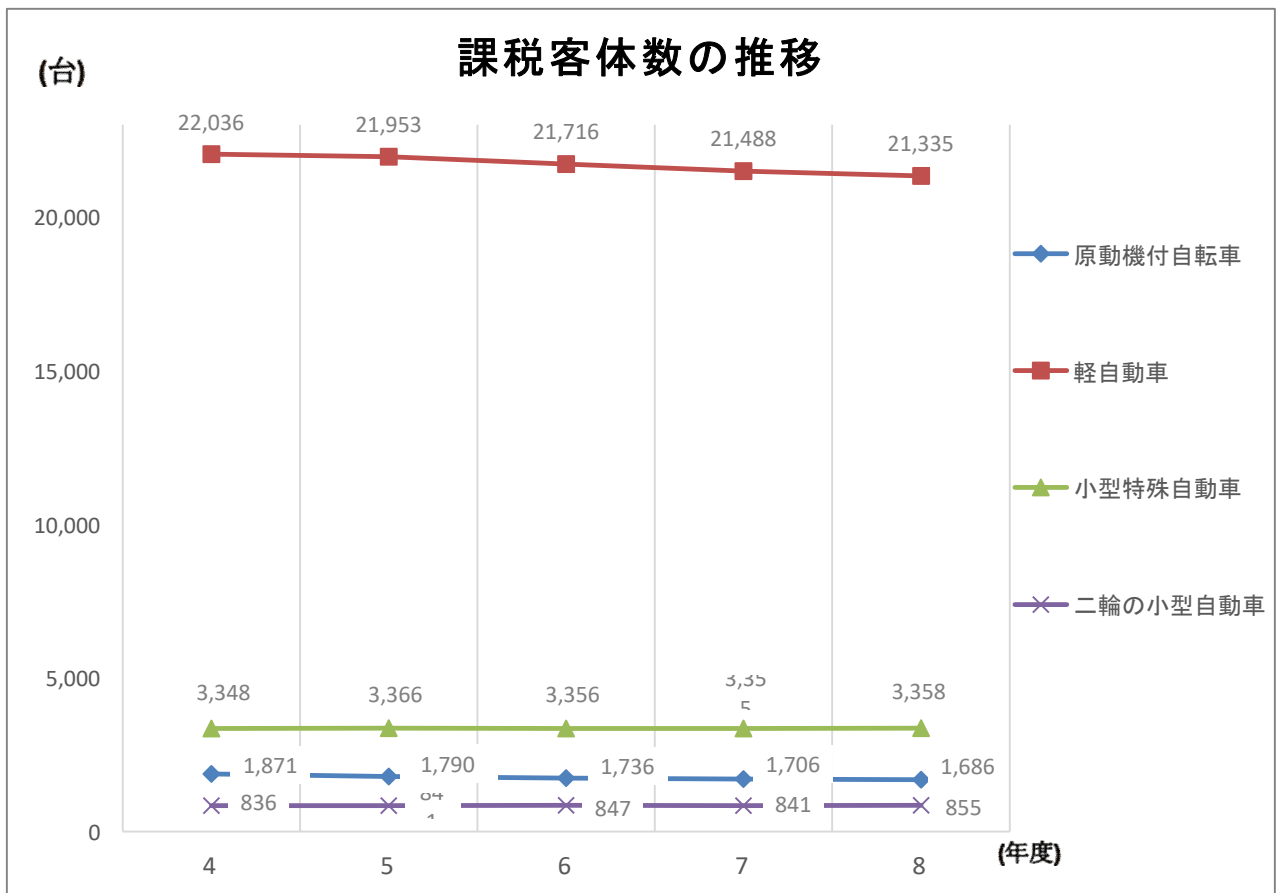
4. 諸税

(1) 軽自動車税課税客体数及び調定額の推移

■ 現年度課税分				(各年度7月1日現在 単位：台、千円)									
年度		4		5		6		7		8			
台数・調定額		台数	調定額	台数	調定額	台数	調定額	台数	調定額	台数	調定額		
原動機付自転車	50cc又は定格出力0.6kW以下		1,470	2,940	1,396	2,792	1,318	2,636	1,260	2,520	1,216	2,432	
	125ccかつ最高出力4.0kW以下		—	—	—	—	4	8	12	24	18	36	
	90cc又は定格出力0.8kW以下		106	212	102	204	104	208	108	216	116	232	
	125cc又は定格出力1.0kW以下		260	624	255	612	272	653	287	689	294	706	
	ミニカー		35	130	37	137	38	141	39	144	42	155	
軽自動車	二輪・二輪のけん引車		593	2,135	586	2,110	592	2,131	602	2,167	602	2,167	
	軽三輪	旧税率	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
		新税率	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
		重課	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
		75%軽課	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
		50%軽課	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
	乗用	営業用	旧税率	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
			新税率	1	7	1	7	1	7	1	7	1	7
			重課	0	0	1	8	1	8	2	16	2	16
			75%軽課	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
			50%軽課	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
		自家用	旧税率	5,065	36,468	4,313	31,054	3,610	25,992	2,892	20,822	2,001	14,407
			新税率	4,579	49,453	5,197	56,128	5,692	61,474	6,270	67,716	6,819	73,645
			重課	3,779	48,749	3,824	49,330	3,859	49,781	3,884	50,104	4,129	53,264
			75%軽課	0	0	18	49	5	14	3	8	2	5
			50%軽課	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	貨物	営業用	旧税率	15	45	13	39	11	33	7	21	2	6
			新税率	27	103	30	114	29	110	25	95	25	95
			重課	16	72	17	77	16	72	17	77	21	95
			75%軽課	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
			50%軽課	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
		自家用	旧税率	1,914	7,656	1,595	6,380	1,263	5,052	972	3,888	659	2,636
			新税率	2,144	10,720	2,441	12,205	2,681	13,405	2,901	14,505	3,162	15,810
			重課	3,903	23,418	3,917	23,502	3,956	23,736	3,908	23,448	3,905	23,430
			75%軽課	0	0	0	0	0	0	4	5	5	7
			50%軽課	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	雪上車		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
	小型特殊自動車	農耕作業用	2,936	7,046	2,928	7,027	2,901	6,962	2,881	6,914	2,874	6,898	
		その他	412	2,431	438	2,584	455	2,685	474	2,797	484	2,855	
	二輪の小型自動車		836	5,016	841	5,046	847	5,082	841	5,046	855	5,130	
	合計		28,091	197,225	27,950	199,405	27,655	200,190	27,390	201,229	27,234	204,034	
	前年比				99.5	101.1	98.9	100.4	99.0	100.5	99.0	100.5	

出典 課税状況等の調_第33表 軽自動車税（種別割）に関する調

(2) 軽自動車税課税客体数及び調定額の推移(グラフ)



(3) 市たばこ税調定額及び課税本数の推移

(各年度実績、単位：千円、千本、%)

年度 区分		3	4	5	6	7
調定額		361,124	384,140	384,425	374,951	369,632
	対前年比		106.4	100.1	97.5	98.6
課税本数		57,016	57,416	58,629	57,227	56,415
	対前年比		100.7	102.1	97.6	99.1
税率	令和3年9月30日 まで 6,122円/千本					
	令和3年10月1日 から 6,552円/千本					

出典 税務課独自作成のたばこ税システム(エクセル)からのデータ抽出

※手持ち品課税分を除く。

※税率については、電子たばこ及び葉巻たばこ含む。

(4) 入湯税の調定額及び充当状況

(単位：千円、人)

年度 区分		3	4	5	6	7
調定額		237	0	0	0	0
利用者数		1,580	0	0	0	0
充当額	環境衛生施設の整備	0	0	0	0	0
	観光振興	237	0	0	0	0
	合計	237	0	0	0	0

出典 入湯税の使途状況等に関する調査より入湯税充当に関する調

※令和3年から入湯税の対象となりうる施設が営業休止中

5. 徵收

(1) 市税決算額

年度			3			4		
税目・区分			調定額	収入済額	徴収率	調定額	収入済額	徴収率
現年課税分	市民税	個人	1,514,003	1,500,359	99.1	1,586,541	1,569,738	98.9
		法人	277,730	277,137	99.8	283,742	283,187	99.8
		計	1,791,733	1,777,496	99.2	1,870,283	1,852,925	99.1
	固定資産税	固定資産税	2,164,008	2,131,388	98.5	2,225,823	2,189,588	98.4
		交付金	155,424	155,424	100.0	150,028	150,028	100.0
		計	2,319,432	2,286,812	98.6	2,375,851	2,339,616	98.5
	軽自動車税	種別割	194,167	191,428	98.6	197,190	194,251	98.5
		環境性能割	6,787	6,787	100.0	8,942	8,942	100.0
		計	200,954	198,215	98.6	206,132	203,193	98.6
	市たばこ税		362,125	362,125	100.0	384,139	384,139	100.0
	入湯税		237	237	100.0	0	0	-
	都市計画税		160,769	158,958	98.9	165,929	164,108	98.9
	計		4,835,250	4,783,843	98.9	5,002,334	4,943,981	98.8
滞納繰越分	市民税	個人	46,115	16,342	35.4	38,445	14,472	37.6
		法人	2,948	1,193	40.5	1,507	105	7.0
		計	49,063	17,535	35.7	39,952	14,577	36.5
	固定資産税		142,495	29,508	20.7	125,205	22,648	18.1
	軽自動車税 (種別割)		9,527	3,147	33.0	8,048	3,139	39.0
	都市計画税		7,909	1,638	20.7	6,466	1,283	19.8
	計		208,994	51,828	24.8	179,671	41,647	23.2
合計			5,044,244	4,835,671	95.9	5,182,005	4,985,628	96.2

※調定額及び収入済額は、「市町村税の決算状況速報」及び「地方財政状況調査表06表」に基づく。

※「収入済額」には「還付未済額」を含む。

(単位：千円、%)

5			6			7		
調定額	収入済額	徴収率	調定額	収入済額	徴収率	調定額	収入済額	徴収率
1,654,486	1,640,906	99.2	1,637,802	1,624,149	99.2	1,651,726	1,637,527	99.1
289,287	288,573	99.8	294,351	293,615	99.7	291,596	290,687	99.7
1,943,773	1,929,479	99.3	1,932,153	1,917,764	99.3	1,943,322	1,928,214	99.2
2,300,804	2,265,474	98.5	2,299,053	2,269,955	98.7	2,314,753	2,293,291	99.1
144,299	144,299	100.0	147,405	147,405	100.0	158,487	158,487	100.0
2,445,103	2,409,773	98.6	2,446,458	2,417,360	98.8	2,473,240	2,451,778	99.1
199,632	197,629	99.0	200,199	198,622	99.2	201,212	199,964	99.4
7,086	7,086	100.0	9,070	9,070	100.0	10,201	10,201	100.0
206,718	204,715	99.0	209,269	207,692	99.2	211,413	210,165	99.4
384,425	384,425	100.0	374,951	374,951	100.0	369,632	369,632	100.0
0	0	-	0	0	-	0	0	-
169,842	168,161	99.0	168,187	166,463	99.0	170,229	168,451	99.0
5,149,861	5,096,553	99.0	5,131,018	5,084,230	99.1	5,167,836	5,128,240	99.2
37,543	14,648	39.0	35,086	15,682	44.7	32,314	12,573	38.9
1,483	609	41.1	1,069	767	71.7	831	508	61.1
39,026	15,257	39.1	36,155	16,449	45.5	33,145	13,081	39.5
122,811	23,591	19.2	118,116	23,204	19.6	108,756	60,329	55.5
7,265	3,176	43.7	5,268	2,090	39.7	4,088	1,504	36.8
5,601	1,674	29.9	4,798	1,460	30.4	4,377	918	21.0
174,703	43,698	25.0	164,337	43,203	26.3	150,366	75,832	50.4
5,324,564	5,140,251	96.5	5,295,355	5,127,433	96.8	5,318,202	5,204,072	97.9

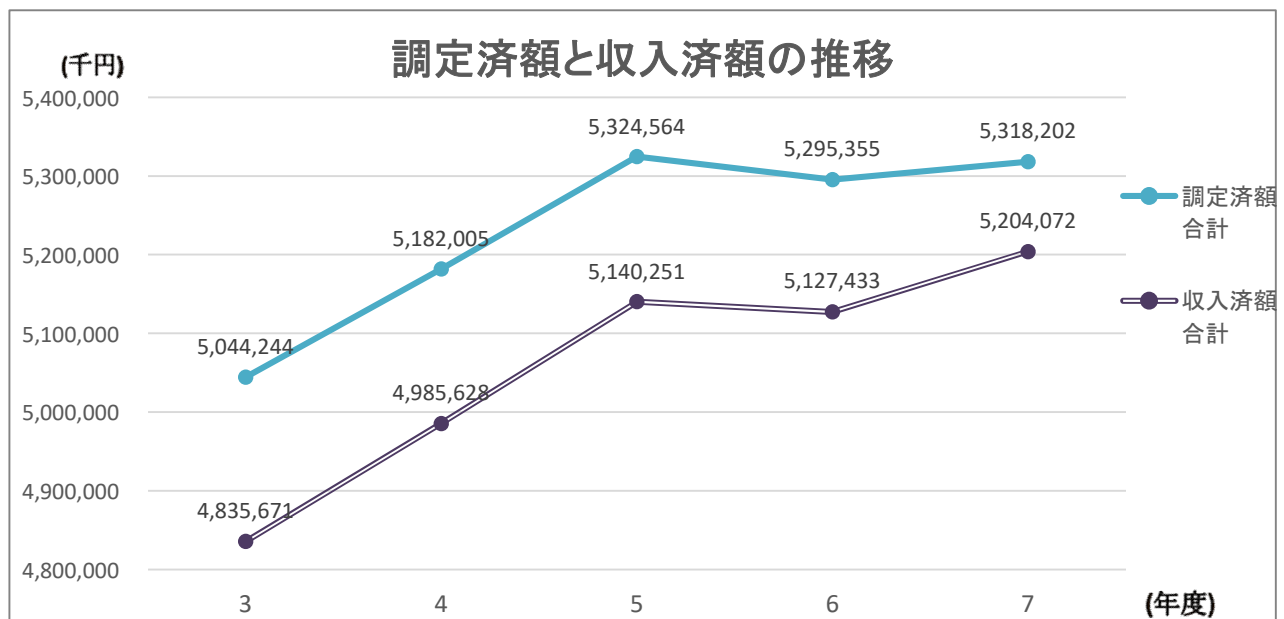
(2) 市税調定額及び徴収率等一覧表

(単位：千円、%)

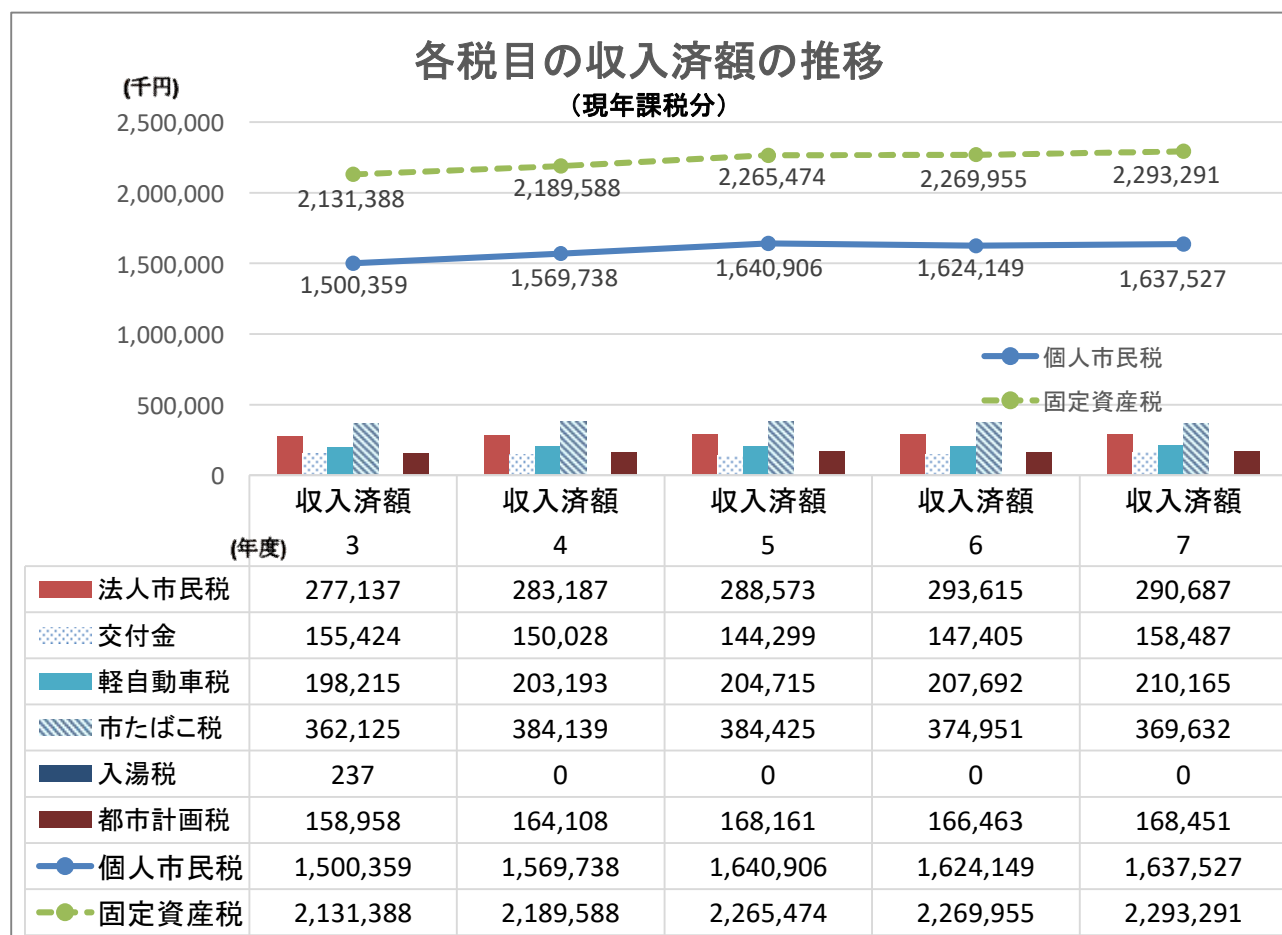
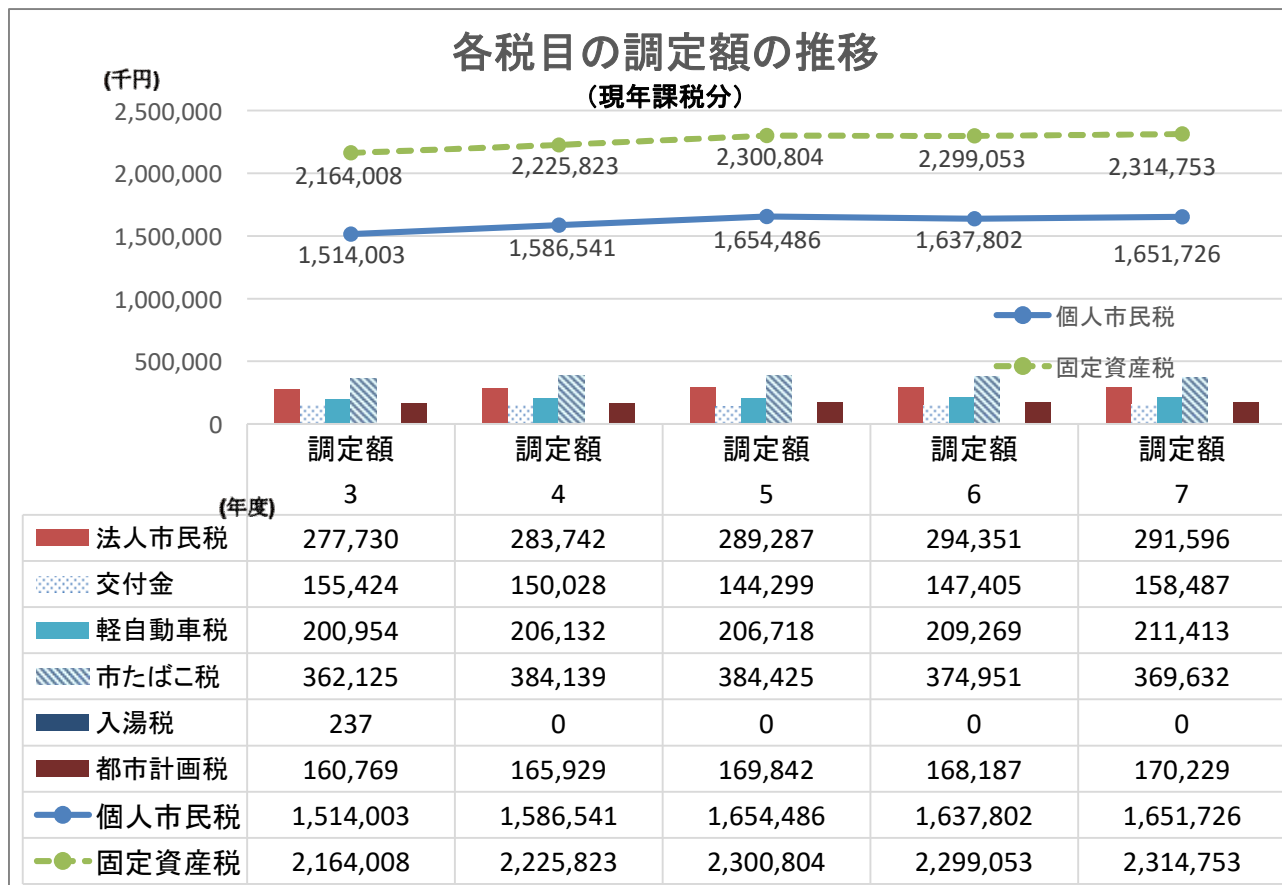
区分 \ 年度			3	4	5	6	7
調定 済額	現年度課税分 A		4,835,250	5,002,334	5,149,861	5,131,018	5,167,836
	滞納繰越分 B		208,994	179,671	174,703	164,337	150,366
	合計 C		5,044,244	5,182,005	5,324,564	5,295,355	5,318,202
	Cのうち徴収猶予 D		929	0	0	0	0
	Dのうち現年度課税分		0	0	0	0	0
収入 済額	現年度課税分 E		4,783,843	4,943,981	5,096,553	5,084,230	5,128,240
	滞納繰越分 F		51,828	41,647	43,698	43,203	75,832
	合計 G		4,835,671	4,985,628	5,140,251	5,127,433	5,204,072
不納欠損額 H			25,635	21,082	19,163	17,790	10,234
収入未済額 (C - G - H) I			182,938	175,295	165,150	150,132	103,896
徴収 率	現年度課税分 (E/A)		98.9	98.8	99.0	99.1	99.2
	滞納繰越分 (F/B)		24.8	23.2	25.0	26.3	50.4
	合計 (G/C)		95.9	96.2	96.5	96.8	97.9

※調定額及び収入済額は「市町村税の決算状況速報」及び「地方財政状況調査表06表」に基づく。

※「収入済額」には「還付未済額」を含む。



(3) 各税目の調定額及び収入済額の推移

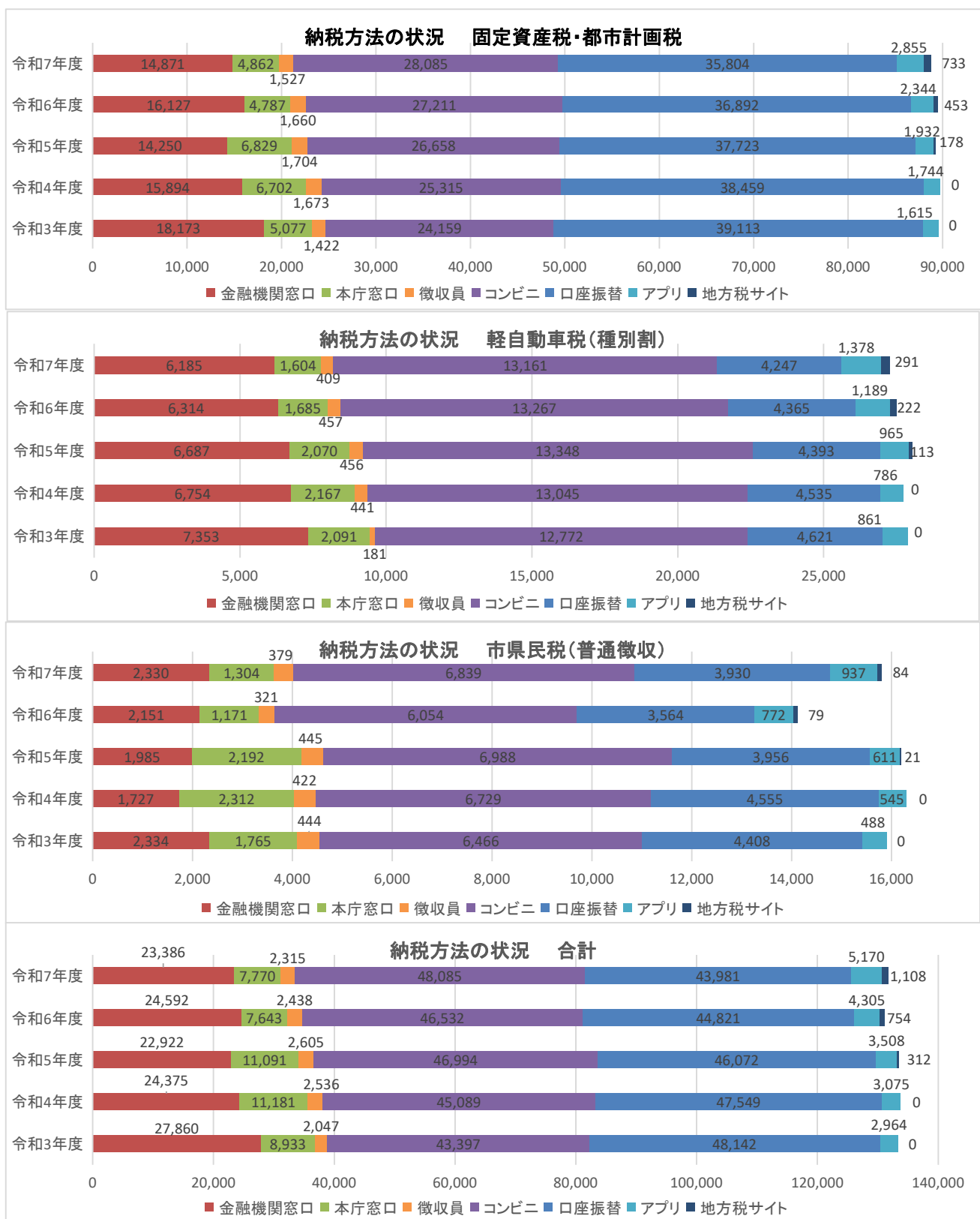


(4) 納税方法の状況

税目	方法	令和3年度		令和4年度		令和5年度		令和6年度		令和7年度	
		(件)	(%)	(件)	(%)	(件)	(%)	(件)	(%)	(件)	(%)
固定資産税・都市計画税	金融機関窓口	18,173	20.3	15,894	17.7	14,250	16.0	16,127	18.0	14,871	16.8
	本庁窓口	5,077	5.7	6,702	7.5	6,829	7.6	4,787	5.4	4,862	5.5
	徴収員	1,422	1.6	1,673	1.9	1,704	1.8	1,660	1.9	1,527	1.7
	コンビニ	24,159	27.0	25,315	28.2	26,658	30.0	27,211	30.4	28,085	31.6
	口座振替	39,113	43.6	38,459	42.8	37,723	42.2	36,892	41.2	35,804	40.3
	アプリ	1,615	1.8	1,744	1.9	1,932	2.2	2,344	2.6	2,855	3.2
	地方税サイト	-	-	-	-	178	0.2	453	0.5	733	0.9
	計	89,559	100	89,787	100	89,274	100	89,474	100	88,737	100
軽自動車税（種別割）	金融機関窓口	7,353	26.4	6,754	24.4	6,687	23.9	6,314	23.0	6,185	22.7
	本庁窓口	2,091	7.5	2,167	7.8	2,070	7.3	1,685	6.1	1,604	5.9
	徴収員	181	0.6	441	1.6	456	1.6	457	1.7	409	1.5
	コンビニ	12,772	45.8	13,045	47.0	13,348	47.6	13,267	48.2	13,161	48.1
	口座振替	4,621	16.6	4,535	16.4	4,393	15.7	4,365	15.9	4,247	15.6
	アプリ	861	3.1	786	2.8	965	3.4	1,189	4.3	1,378	5.1
	地方税サイト	-	-	-	-	113	0.5	222	0.8	291	1.1
	計	27,879	100	27,728	100	28,032	100	27,499	100	27,275	100
市県民税（普通徴収）	金融機関窓口	2,334	14.7	1,727	10.6	1,985	12.3	2,151	15.2	2,330	14.7
	本庁窓口	1,765	11.1	2,312	14.2	2,192	13.5	1,171	8.3	1,304	8.3
	徴収員	444	2.8	422	2.6	445	2.8	321	2.3	379	2.4
	コンビニ	6,466	40.6	6,729	41.3	6,988	43.1	6,054	42.9	6,839	43.2
	口座振替	4,408	27.7	4,555	28.0	3,956	24.4	3,564	25.2	3,930	24.9
	アプリ	488	3.1	545	3.3	611	3.8	772	5.5	937	5.9
	地方税サイト	-	-	-	-	21	0.1	79	0.6	84	0.6
	計	15,905	100	16,290	100	16,198	100	14,112	100	15,803	100
合 計	金融機関窓口	27,860	20.9	24,375	18.2	22,922	17.2	24,592	18.8	23,386	17.7
	本庁窓口	8,933	6.7	11,181	8.4	11,091	8.3	7,643	5.8	7,770	5.9
	徴収員	2,047	1.5	2,536	1.9	2,605	2.0	2,438	1.9	2,315	1.8
	コンビニ	43,397	32.5	45,089	33.7	46,994	35.2	46,532	35.4	48,085	36.5
	口座振替	48,142	36.2	47,549	35.5	46,072	34.5	44,821	34.2	43,981	33.4
	アプリ	2,964	2.2	3,075	2.3	3,508	2.6	4,305	3.3	5,170	3.9
	地方税サイト	-	-	-	-	312	0.2	754	0.6	1,108	0.8
	計	133,343	100	133,805	100	133,504	100	131,085	100	131,815	100

※金融機関窓口：郵便局を含む金融機関 本庁窓口：税務課及び差押え等 コンビニ：コンビニエンスストアアプリ：バーコード・QRコード対応スマホアプリ 地方税サイト：QRコード対応のクレジットカード払い・ペイジー・口座ダイレクト

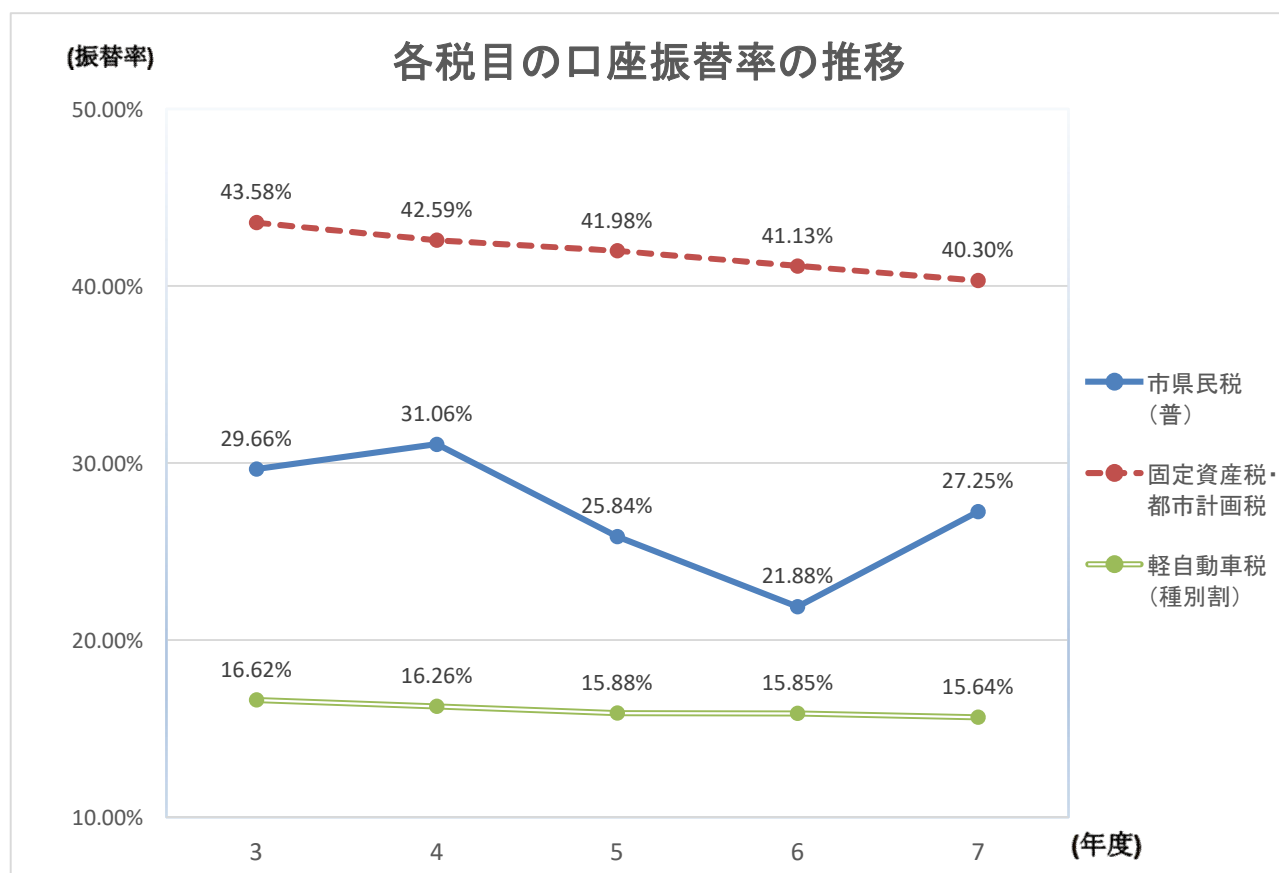
※コンビニ納付は平成27年度開始、アプリ納付（バーコード対応）は平成31（令和元）年度開始、QRコード対応は令和5年度開始



(5) 口座振替利用状況

(単位：人、件、%)

区分	税目 \ 年度	3	4	5	6	7
納税義務者	市県民税（普）	5,071	4,730	4,981	4,794	4,752
	固定資産税・都市計画税	23,138	23,134	23,094	22,979	22,848
	軽自動車税（種別割）	28,624	28,548	28,416	28,049	27,794
	合計	56,833	56,412	56,491	55,822	55,394
振替件数	市県民税（普）	1,504	1,469	1,287	1,049	1,295
	固定資産税・都市計画税	10,083	9,852	9,695	9,451	9,208
	軽自動車税（種別割）	4,756	4,642	4,512	4,447	4,347
	合計	16,343	15,963	15,494	14,947	14,850
振替加入率	市県民税（普）	29.66	31.06	25.84	21.88	27.25
	固定資産税・都市計画税	43.58	42.59	41.98	41.13	40.30
	軽自動車税（種別割）	16.62	16.26	15.88	15.85	15.64
	合計	28.76	28.30	27.43	26.78	26.81



(6) コンビニ収納状況

(単位：件、千円)

区分 \ 年度		3	4	5	6	7
市県民税（普）	件数	6,466	6,729	6,988	6,054	6,839
	金額	134,147	149,454	151,524	125,645	154,086
固定資産税・都市計画税	件数	24,159	25,315	26,658	27,211	28,085
	金額	306,079	331,590	349,741	357,030	369,622
軽自動車税（種別割）	件数	12,772	13,045	13,348	13,267	13,161
	金額	94,928	99,245	102,639	103,663	104,125
合計	件数	43,397	45,089	46,994	46,532	48,085
	金額	535,154	580,289	603,904	586,338	627,833

(7) 滞納処分状況（差押件数及び財産の換価金額）

(単位：件、千円)

区分 \ 年度		3	4	5	6	7
債権	件数	367	419	507	543	586
	金額	14,033	13,968	22,042	20,213	17,019
不動産	件数	0	1	0	0	2
	金額	0	0	0	0	0
自動車	件数	2	0	0	0	0
	金額	89	0	0	0	0
動産	件数	2	4	3	5	3
	金額	3	51	71	23	0
合計	件数	371	424	510	548	591
	金額	14,125	14,019	22,113	20,236	17,019

※税額には、本税のほか督促手数料や延滞金等を含む。

※差押件数は対象年度に差押を執行した件数。

※換価金額は対象年度に換価した金額。

(8) 日曜納税相談窓口利用状況

(単位：件、千円)

区分 \ 年度		3	4	5	6	7
日曜納税相談	利用者数	145	143	123	97	100
	納税相談数	36	28	54	37	42
	うち納税誓約数	10	9	18	19	17
	納税額	2,368	2,213	1,040	1,352	964
	納税誓約数（累計）	338	273	197	194	214
	単年度	112	67	135	122	136

出典 納税誓約数：徴収事務状況調査

(9) 督促状発付状況

年度・区分 種別		3			4		
	期・月	納税義務者	発付件数	発付率	納税義務者	発付件数	発付率
市県民税 (普通徴収)	1	4,993	800	16.0	4,825	694	14.4
	2	3,598	661	18.4	3,874	691	17.8
	3	3,647	789	21.6	3,819	695	18.2
	4	3,820	712	18.6	3,952	720	18.2
	計	16,058	2,962	18.4	16,470	2,800	17.0
市県民税 (特別徴収)	4	2,112	71	3.4	2,169	101	4.7
	5	2,107	56	2.7	2,171	85	3.9
	6	2,556	127	5.0	2,599	137	5.3
	7	2,434	111	4.6	2,449	119	4.9
	8	2,428	102	4.2	2,441	116	4.8
	9	2,427	103	4.2	2,446	100	4.1
	10	2,423	102	4.2	2,448	105	4.3
	11	2,440	100	4.1	2,459	107	4.4
	12	2,419	98	4.1	2,433	98	4.0
	1	2,410	83	3.4	2,416	99	4.1
	2	2,402	92	3.8	2,408	94	3.9
	3	2,397	97	4.0	2,396	94	3.9
	計	28,555	1,142	4.0	28,835	1,255	4.4
	固定資産税・ 都市計画税	1	22,881	2,919	12.8	22,944	2,886
2		22,685	2,790	12.3	22,752	2,755	12.1
3		22,694	2,650	11.7	22,751	2,743	12.1
4		22,711	2,224	9.8	22,754	2,237	9.8
計		90,971	10,583	11.6	91,201	10,621	11.6
軽自動車税（種別割）	全	28,214	3,049	10.8	28,074	2,963	10.6
法人市民税	4	91	4	4.4	97	4	4.1
	5	256	8	3.1	258	7	2.7
	6	168	1	0.6	171	4	2.3
	7	125	5	4.0	146	8	5.5
	8	131	2	1.5	130	6	4.6
	9	104	2	1.9	112	2	1.8
	10	108	4	3.7	102	3	2.9
	11	238	5	2.1	252	6	2.4
	12	68	2	2.9	71	5	7.0
	1	63	8	12.7	63	5	7.9
	2	96	5	5.2	93	5	5.4
	3	84	0	0.0	85	6	7.1
	計	1,532	46	3.0	1,580	61	3.9
	合計		165,330	17,782	10.8	166,160	17,700

	5			6			7		
期・月	納税義務者	発付件数	発付率	納税義務者	発付件数	発付率	納税義務者	発付件数	発付率
1	4,715	760	16.1	3,860	596	15.4	4,657	732	15.7
2	3,583	706	19.7	3,222	639	19.8	3,595	739	20.6
3	3,651	757	20.7	3,413	643	18.8	3,657	715	19.6
4	3,787	745	19.7	3,599	641	17.8	3,822	759	19.9
計	15,736	2,968	18.9	14,094	2,519	17.9	15,731	2,945	18.7
4	2,379	98	4.1	2,375	117	4.9	2,453	107	4.4
5	2,384	82	3.4	2,379	117	4.9	2,456	101	4.1
6	2,657	161	6.1	583	54	9.3	2,642	184	7.0
7	2,502	146	5.8	2,521	169	6.7	2,515	159	6.3
8	2,504	121	4.8	2,423	128	5.3	2,514	169	6.7
9	2,499	130	5.2	2,410	121	5.0	2,509	125	5.0
10	2,490	131	5.3	2,407	120	5.0	2,508	141	5.6
11	2,507	130	5.2	2,421	128	5.3	2,514	135	5.4
12	2,487	137	5.5	2,397	113	4.7	2,493	123	4.9
1	2,483	130	5.2	2,398	125	5.2	2,488	147	5.9
2	2,475	114	4.6	2,389	110	4.6	2,481	130	5.2
3	2,466	119	4.8	2,381	119	5.0	2,472	137	5.5
計	29,833	1,499	5.0	27,084	1,421	5.2	30,045	1,658	5.5
1	22,937	3,060	13.3	22,835	2,657	11.6	22,683	2,627	11.6
2	22,745	2,610	11.5	22,629	2,534	11.2	22,491	2,289	10.2
3	22,746	2,904	12.8	22,624	2,663	11.8	22,504	2,501	11.1
4	22,743	2,300	10.1	22,621	2,249	9.9	22,500	2,103	9.3
計	91,171	10,874	11.9	90,709	10,103	11.1	90,178	9,520	10.6
全	27,959	2,938	10.5	27,651	2,655	9.6	27,382	2,458	9.0
4	99	9	9.1	104	5	4.8	88	11	12.5
5	241	4	1.7	241	5	2.1	238	7	2.9
6	180	6	3.3	151	3	2.0	169	2	1.2
7	142	7	4.9	70	9	12.9	138	5	3.6
8	116	2	1.7	123	4	3.3	135	3	2.2
9	118	6	5.1	144	5	3.5	110	3	2.7
10	94	2	2.1	157	4	2.5	102	6	5.9
11	222	5	2.3	216	3	1.4	227	4	1.8
12	74	3	4.1	89	8	9.0	88	6	6.8
1	71	4	5.6	72	7	9.7	84	14	16.7
2	103	4	3.9	106	5	4.7	112	10	8.9
3	77	5	6.5	80	1	1.3	84	2	2.4
計	1,537	57	3.7	1,553	59	3.8	1,575	73	4.6
	166,236	18,336	11.0	161,091	16,757	10.4	164,911	16,654	10.1

(10) 徴収率・収納額の推移

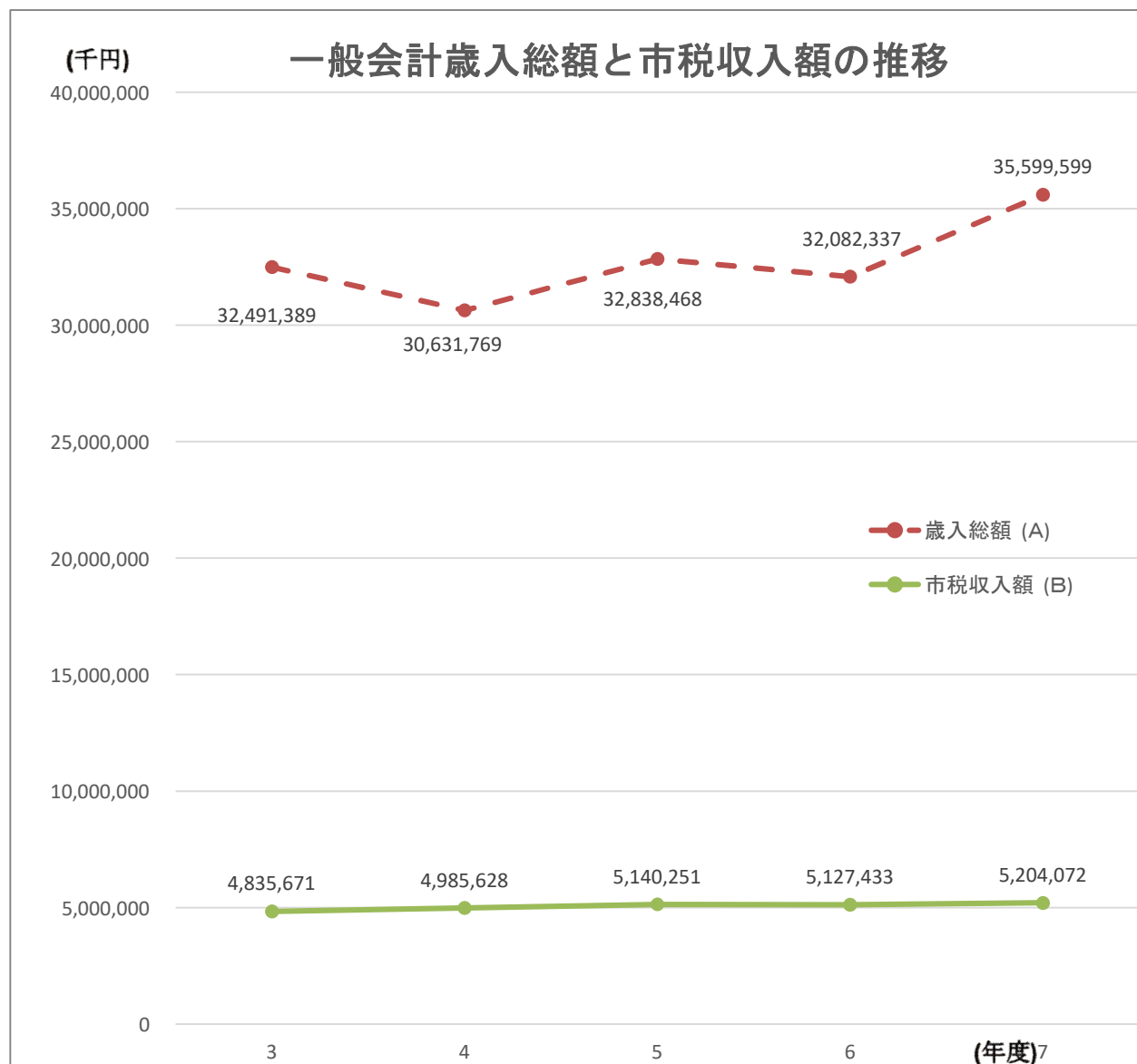
(単位：円、%)

年度	予算現額 (千円)	調定額 A	収入額 B	不納欠損額 C	還付未済 額 D	収入未済額 (A-B-C+D)	収納率 (B-D)÷A	収納 率の 対前 年比
22	4,272,626	4,915,948,873	4,409,433,762	45,853,586	0	460,661,525	89.70	
23	4,404,565	5,001,604,993	4,511,335,617	38,101,946	128,700	452,296,130	90.20	0.50
24	4,183,483	4,914,445,160	4,470,151,993	52,031,107	41,800	392,303,860	90.96	0.76
25	4,376,947	4,881,858,357	4,504,199,347	20,890,606	24,200	356,792,604	92.26	1.30
26	4,486,741	4,986,919,218	4,624,396,306	11,338,504	894,547	352,078,955	92.71	0.45
27	4,514,694	5,078,106,623	4,728,804,066	16,754,923	0	332,547,634	93.12	0.41
28	4,635,508	5,143,513,083	4,816,944,308	29,330,909	60,200	297,298,066	93.65	0.53
29	4,800,456	5,205,087,833	4,922,462,111	12,638,382	51,600	270,038,940	94.57	0.92
30	4,835,679	5,173,368,441	4,921,863,851	17,221,267	57,900	234,341,223	95.14	0.57
1	4,854,091	5,181,153,314	4,943,276,047	20,231,988	33,500	217,678,779	95.41	0.27
2	4,849,820	5,116,764,012	4,891,691,551	11,023,184	11,200	214,060,477	95.60	0.19
3	4,764,898	5,044,244,337	4,835,670,565	25,634,595	53,800	182,992,977	95.86	0.26
4	4,795,425	5,182,004,989	4,985,628,002	21,082,297	49,153	175,343,843	96.21	0.35
5	4,965,005	5,324,564,129	5,140,250,971	19,162,617	117,756	165,268,297	96.54	0.33
6	4,814,908	5,295,354,510	5,127,432,558	17,789,650	196,819	150,329,121	96.83	0.29
7	5,008,478	5,318,202,094	5,204,071,715	10,234,337	468,512	104,364,554	97.85	1.02

(11) 一般会計歳入総額と市税収入額の推移

(単位：千円、%)

区分 \ 年度	3	4	5	6	7
歳入総額 (A)	32,491,389	30,631,769	32,838,468	32,082,337	35,599,599
市税収入額 (B)	4,835,671	4,985,628	5,140,251	5,127,433	5,204,072
歳入総額に占める 市税の割合 (B/A)	14.9	16.3	15.7	16.0	14.6



[illegible]

6. 各種交付金等

(1) 各種交付金等

(単位：千円)

種類 \ 年度	3	4	5	6	7
利子割交付金 (※1)	2, 213	869	712	1, 104	6, 932
配当割交付金 (※2)	15, 794	11, 291	15, 312	24, 213	25, 151
株式等譲渡所得割交付金 (※3)	16, 132	9, 125	16, 722	23, 812	36, 389
法人事業税交付金 (※4)	60, 637	74, 240	69, 832	81, 346	72, 662
地方消費税交付金 (※5)	1, 097, 456	1, 118, 725	1, 107, 932	1, 137, 948	1, 228, 886
(一般財源分)	494, 041	506, 195	499, 285	512, 124	553, 034
(社会保障財源分)	603, 415	612, 530	608, 647	625, 824	675, 852
ゴルフ場利用税交付金 (※6)	5, 469	5, 656	5, 693	5, 298	5, 300
地方特例交付金 (※7)	30, 142	26, 630	25, 881	184, 781	23, 391
定額減税減収補填分	-	-	-	158, 572	222
個人住民税減収補填分	23, 435	26, 630	25, 881	26, 209	23, 169
自動車税減収補填分	4, 809	-	-	-	-
軽自動車税減収補填分	1, 898	-	-	-	-
新型コロナウイルス感染症対策地方税減収補填特別交付金 (※8)	52, 558	6, 107	6, 626	5, 849	423

※1 貯蓄などに伴い生じる利子の額に応じて徴収される利子課税（税率20%、うち国税15%・県税5%）のうち、県税5%分の約59.4%を、個人県民税収入額の各市町村ごとの構成割合（3か年平均）で按分し、交付される

※2 一定の上場株式等の配当などについて徴収される配当課税（税率20.315%、うち国税15.315%・県税5%）のうち、県税5%分の約59.4%を、個人県民税収入額の各市町村ごとの構成割合（3か年平均）で按分し、交付される

※3 一定の特定口座における上場株式等譲渡所得などについて徴収される譲渡所得課税（20.315%、うち国税15.315%・県税5%）のうち、県税5%分の約59.4%を、個人県民税収入額の各市町村ごとの構成割合（3か年平均）で按分し、交付される

※4 県税である法人事業税収入のうち、7.7%を各市町村ごとの従業者数で按分し、交付される

※5 消費税10%（国税7.8%、地方消費税2.2%）、消費税8%（国税6.24%、地方消費税1.76%）のうち、地方消費税分の50%を、各市町村ごとの人口および従業者数および従業者数の構成割合で按分し、交付される

なお、8%から10%へ引き上げられたことに伴い、地方消費税交付金の増収分については、その用途を明確化し、社会保障施策に要する経費に充てられるものとされている

※6 県税として徴収されるゴルフ場利用税のうち70%を、ゴルフ場利用税を納付したゴルフ場が所在する市町村に交付される

※7 ○定額減税減収補填分

6年度に実施された個人住民税の定額減税における減収補填として交付された

○個人住民税減収補填分

所得税（国税）から控除しきれなくなった住宅借入金等特別税額控除について、翌年度の市県民税（所得割）から控除が受けられる。その減収補填として交付される

○自動車税減収補填分・軽自動車税減収補填分（令和元年10月～令和3年12月）

消費税率引上げに伴い、自動車税及び軽自動車税の環境性能割を1%軽減することによる減収を補填するために交付された

※8 新型コロナウイルスの影響により一定以上の減収となった事業者に対し、その事業者が所有する事業用家屋及び償却資産の固定資産税を、令和3年度に限り減額する措置が取られたことによる減収を補填するために交付される

（令和4年度以降は、先端設備等に係る償却資産の減額分のみが交付された）

7. 地籍調査

(1) 実績と計画 (第7次国土調査十箇年計画 令和2年度～令和11年度) No. 1

地区名	小字名
真方32	尾竜迫・柞別府・高山・北二原・瀬ノ口・上二原・杉藪
真方44	中二原・東二原・木切倉・山澄・下二原・長者・田中・山宮・年神
北西方10の2合同	深草迫
真方10	山田・山田ヶ原
北西方11合同	水持迫
真方13	向江田・中水流・下水流
北西方12	八久保
東方XⅡ－72③	三ノ宮・野首
北西方17	久津原・向江田・坂口
北西方Ⅰ－01	永久井野・黒仁田
東方XⅣ－91①	寺地・西上藪・大迫・雲雀野
真方15	坂元・堅田原・因幡塚
真方16	東小林玉・小林玉・下ノ馬場・中嶋
北西方16	種子田・種子田原
北西方13	黒仁田迫・狐ヶ迫
北西方14	勘ヶ山
北西方25	前原・有村・柚木山・水流・松ヶ尾
北西方37	西ノ迫
北西方36	木ヶ八重・岡原渡・岡原・岡原後・櫛ヶ迫
北西方15	中道・観請岡
北西方48	管田・七ツ山・釜土田

※登記完了年度順

(令和 8 年 8 月 1 日現在 単位：％、筆、km²)

立会年度	閲覧年度	調査後 筆数	筆界 未定数	面積	登記送付年度	登記完了年度
平成25	平成26	—	—	—	令和 2	令和 2
平成26	平成27	—	—	—	令和 2	令和 2
平成28	平成29	—	—	—	令和 2	令和 2
平成29	平成30	—	—	—	令和 2	令和 2
平成29	平成30	—	—	—	令和 2	令和 2
平成30	平成31	175	0	0.28	令和 2	令和 2
平成30	平成31	282	0	0.93	令和 2	令和 2
令和 2	令和 2	247	3	0.40	令和 2	令和 2
平成31	令和 2	422	0	0.58	令和 3	令和 3
令和 2	令和 2	524	2	0.78	令和 3	令和 3
令和 2	令和 2	681	0	1.03	令和 2	令和 3
平成31	令和 2	1,076	0	0.55	令和 3	令和 4
令和 2	令和 3	414	12	0.40	令和 4	令和 4
令和 2	令和 3	590	2	0.74	令和 4	令和 4
令和 3	令和 3	392	0	0.58	令和 3	令和 4
令和 3	令和 3	326	0	0.73	令和 3	令和 4
令和 4	令和 4	872	0	1.65	令和 4	令和 5
令和 4	令和 4	414	0	0.69	令和 4	令和 5
令和 5	令和 5	1,649	0	2.19	令和 5	令和 6
令和 3	令和 4	645	7	1.06	令和 5	令和 6
令和 5	令和 5	816	0	1.73	令和 5	令和 6

※数値については、立会年度が平成30年度から令和 7 年度までの地区を掲載

(1) 実績と計画 (第7次国土調査十箇年計画 令和2年度～令和11年度) No. 2

地区名	小字名
真方17	北小林原・南小林原
北西方Ⅱ-02	東川窪・西川窪・陣ノ尾・大平
真方14	小水口・内屋敷
北西方18	調練場・弓場成
東方XⅣ-91②	高塚・長迫・鶴戸丸・坂ノ下
北西方19	小桑ノ木・草葉・石氷
真方18・19	伊東塚前・星指・上ノ馬場・窪谷・海蔵・愛宕
細野2	桜ヶ丘・桜ヶ丘飛地
北西方20	観請原・尾中原・穴水迫
北西方21	北牟田・牟田前
北西方22	北ノ原・東牟田
細野1-1～1-3	大王
細野3	神ノ原・安影・牛塚
北西方23	楠原・猫坂・西牟田
細野4	宮ノ原・東宮ノ原
細野5	夷守・竹山・石坂之下
細野6	山中・今坊・前之原
北西方24	三本松・橋谷・中尾・上鷹塚
細野7	千谷原・青木

※登記完了年度順

(令和8年8月1日現在 単位：％、筆、km²)

立会年度	閲覧年度	調査後 筆数	筆界 未定数	面積	登記送付年度	登記完了年度
令和3	令和4	1,019	4	0.47	令和5	令和6
令和3	令和6	903	0	1.94	令和6	令和6
令和4	令和5	355	1	0.58	★令和8 (予定)	★令和8 (予定)
令和4	令和5	786	0	1.05	★令和8 (予定)	★令和8 (予定)
★令和7	★令和7	734	0	1.87	★令和7	★令和7
令和5	令和6	795	0	0.96	★令和8 (予定)	★令和8 (予定)
令和5	令和7	1,137	4	0.62	令和8 (予定)	令和8 (予定)
令和6	令和8 (予定)	325	0	0.47	令和9 (予定)	令和9 (予定)
令和6	★令和8 (予定)	726	0	0.93	★令和9 (予定)	★令和9 (予定)
★令和8 (予定)	★令和9 (予定)	—	—	—	令和10 (予定)	令和10 (予定)
令和9 (予定)	令和10 (予定)	—	—	—	令和11 (予定)	令和11 (予定)
令和7～9 (予定)	令和8～11 (予定)	—	—	—	令和9～12 (予定)	令和10～12 (予定)
令和9 (予定)	令和11 (予定)	—	—	—	令和12 (予定)	令和12 (予定)
令和9 (予定)	令和11 (予定)	—	—	—	令和12 (予定)	令和12 (予定)
令和11 (予定)	令和12 (予定)	—	—	—	令和13 (予定)	令和13 (予定)
令和12 (予定)	令和13 (予定)	—	—	—	令和14 (予定)	令和14 (予定)
令和12 (予定)	令和13 (予定)	—	—	—	令和14 (予定)	令和14 (予定)
令和12 (予定)	令和13 (予定)	—	—	—	令和14 (予定)	令和14 (予定)
令和12 (予定)	令和13 (予定)	—	—	—	令和14 (予定)	令和14 (予定)

※数値については、立会年度が平成30年度から令和7年度までの地区を掲載

★令和6年8月に発生した日向灘沖地震のため、進捗に影響があったもの

(2) 進捗率等の状況

(令和8年8月1日現在 単位：％、km²)

状況	年度	市全体 進捗率	旧小林市 進捗率	上段： 旧須木村 進捗率	年度別 実施面積	累計 実施面積	調査 残面積	上段： 進捗順 (県内九市)
				下段： 旧野尻町 進捗率				下段： 残面積順 (県内九市)
実績	2	77.0	60.1	100.0	1.00	187.46	55.86	2
				100.0				1
	3	77.7	61.3	100.0	1.65	189.11	54.21	2
				100.0				1
	4	78.3	62.4	100.0	1.27	190.38	52.94	2
				100.0				1
	5	78.9	63.3	100.0	1.50	191.88	51.44	2
				100.0				1
	6	79.1	63.7	100.0	0.61	192.49	50.83	2
				100.0				1
	7	79.8	64.9	100.0	1.63	194.12	49.20	2
				100.0				1
見込み	8	80.0	65.3	100.0	0.65	194.77	48.55	—
				100.0				—
	9	81.0	67.0	100.0	2.26	197.03	46.29	—
				100.0				—
	10	82.0	68.7	100.0	2.39	199.42	43.90	—
				100.0				—
	11	82.5	69.5	100.0	1.20	200.62	42.70	—
				100.0				—

出典 第7次国土調査十箇年計画進捗率算出基礎資料

★令和6年度以降は、令和6年8月に発生した日向灘沖地震のため、進捗に影響あり

8. その他

市税の税率及び納期等の一覧表

(令和8年7月1日現在)

税目		課税客体・納税義務者	内容（税率等）		納期限				
個人	(課税客体) ○ 個人の所得	○ 市内に住所を有する個人 ○ 市内に事務所、事業所又は家屋敷を有する個人 で、市内に住所を有しないもの	均等割	<table><tr><td>市民税</td><td>県民税</td></tr><tr><td>年額3,000円</td><td>年額1,500円</td></tr></table> ※県民税のうち500円は「水と緑の森林づくり税」（平成18年度～令和13年度） ※「森林環境税」から「水と緑の森林づくり税」へ令和8年度名称変更	市民税	県民税	年額3,000円	年額1,500円	(普通徴収) 第1期:6月末 第2期:8月末 第3期:10月末 第4期:1月末
			市民税	県民税					
			年額3,000円	年額1,500円					
森林環境税	<table><tr><td>国 税</td><td>令和6年度から</td></tr><tr><td>年額1,000円</td><td></td></tr></table>	国 税	令和6年度から	年額1,000円		(特別徴収) 6月から翌年5月までの給与から納付（事業所は、翌月10日までに納付）※納期限が土日祝日の場合は、翌平日			
国 税	令和6年度から								
年額1,000円									
所得割			<table><tr><td>市民税</td><td>県民税</td></tr><tr><td>6%</td><td>4%</td></tr></table>	市民税	県民税	6%	4%		
市民税	県民税								
6%	4%								
市民税			法人等の区分		市内従業者	税額（年額）			
法人	(課税客体) ○ 法人の法人税額 (納税義務者) ○ 市内に事務所、事業所を有する法人 ○ 市内に寮等を有する法人 で市内に事務所、事業所を有しないもの及び市内に事業所又は寮等を有する法人でない社団又は財団で代表者又は管理人の定めのあるもの	均等割	資本金等の額						
			9号	50億円を超える法人	50人超	3,000,000円			
			8号	10億円を超え 50億円以下の法人	50人超	1,750,000円			
			7号	10億円を超える法人	50人以下	410,000円			
			6号	1億円を超え 10億円以下の法人	50人超	400,000円			
			5号	1億円を超え 10億円以下の法人	50人以下	160,000円			
			4号	1千万円を超え 1億円以下の法人	50人超	150,000円			
			3号	1千万円を超え 1億円以下の法人	50人以下	130,000円			
			2号	1千万円以下の法人	50人超	120,000円			
			1号	上記以外の法人	—	50,000円			

市税の税率及び納期等の一覧表

(令和8年7月1日現在)

税目		課税客体・納税義務者	内容（税率等）		納期限														
市民税	法人	(課税客体) ○法人の法人税額 (納税義務者) ○市内に事務所、事業所を有する法人 ○市内に寮等を有する法人で市内に事務所、事業所を有しないもの及び市内に事業所又は寮等を有する法人でない団体又は財団で代表者又は管理人の定めのあるもの	法人 税割	<table><thead><tr><th colspan="2">事業年度</th><th>税率</th></tr></thead><tbody><tr><td>令和元年10月1日以降に開始する事業年度分</td><td></td><td>8.40%</td></tr><tr><td>平成26年10月1日から令和元年度9月30日までに開始する事業年度分</td><td></td><td>12.10%</td></tr><tr><td>平成26年9月30日までに開始する事業年度分</td><td></td><td>14.70%</td></tr></tbody></table>	事業年度		税率	令和元年10月1日以降に開始する事業年度分		8.40%	平成26年10月1日から令和元年度9月30日までに開始する事業年度分		12.10%	平成26年9月30日までに開始する事業年度分		14.70%	原則として、事業年度終了後2か月以内に申告納付		
	事業年度		税率																
令和元年10月1日以降に開始する事業年度分		8.40%																	
平成26年10月1日から令和元年度9月30日までに開始する事業年度分		12.10%																	
平成26年9月30日までに開始する事業年度分		14.70%																	
固定資産税	(課税客体) ○土地、家屋及び償却資産 (納税義務者) ○上記課税客体の所有者	<table><thead><tr><th>土地</th><th>家屋</th><th>償却資産</th></tr></thead><tbody><tr><td></td><td>1.40%</td><td></td></tr></tbody></table>	土地	家屋	償却資産		1.40%		免税点 <table><thead><tr><th>土地</th><th>家屋</th><th>償却資産</th></tr></thead><tbody><tr><td></td><td>300,000円</td><td>200,000円</td></tr><tr><td></td><td></td><td>1,500,000円</td></tr></tbody></table>	土地	家屋	償却資産		300,000円	200,000円			1,500,000円	第1期：4月末 第2期：7月末 第3期：9月末 第4期：12月25日 ※納期限が土日祝日の場合は、翌平日
土地	家屋	償却資産																	
	1.40%																		
土地	家屋	償却資産																	
	300,000円	200,000円																	
		1,500,000円																	
都市計画税	(課税客体) ○都市計画区域内の土地及び家屋 (納税義務者) ○上記課税客体の所有者	<table><thead><tr><th>土地</th><th>家屋</th></tr></thead><tbody><tr><td></td><td>0.20%</td></tr></tbody></table>	土地	家屋		0.20%													
土地	家屋																		
	0.20%																		

市税の税率及び納期等の一覧表

(令和8年7月1日現在)

税目	課税客体・納税義務者	内容（税率等）	納期限
市たばこ税	(納税義務者) ○ 製造たばこの製造者、特定販売業者（外国産たばこの輸入業者）又は卸売販売業者	■ 税率は「4.（3）市たばこ税調定額及び売渡本数の推移」参照。 ■ 加熱式たばこの本数換算 加熱式たばこを「スティック型の加熱式たばこ」（注1）と「スティック型以外の加熱式たばこ」（注2）に区分した上で、原則として1箱の重量ごとに紙巻たばこの本数に換算することとなります。 注1) 「スティック型の加熱式たばこ」とは、葉たばこを原料の全部または一部としたものを紙その他これに類する材料のもので巻いた加熱式たばこをいいます。 注2) 「スティック型以外の加熱式たばこ」とは、「スティック型の加熱式たばこ」以外の加熱式たばこをいいます。 ① スティック型の加熱式たばこ $\frac{\text{加熱式たばこ1箱当たりのたばこ等の重量}}{0.35\text{g}} = \text{加熱式たばこ1箱の紙巻たばこの本数への換算値}$ ※ スティック型の加熱式たばこ1本当たりの重量が0.35g未満である場合には、スティック型の加熱式たばこの1本をもって紙巻たばこ1本に換算することとなります（最低課税）。 ② スティック型以外の加熱式たばこ $\frac{\text{加熱式たばこ1箱当たりのたばこ等の重量}}{0.2\text{g}} = \text{加熱式たばこ1箱の紙巻たばこの本数への換算値}$ ※ スティック型以外の加熱式たばこの1箱当たりの重量が4g未満である場合には、スティック型以外の加熱式たばこの1箱をもって紙巻たばこ20本に換算することとなります（最低課税）。 なお、スティック型の加熱式たばここと併せて使用されるなど、一定の加熱式たばこの喫煙用具（製造たばことみなされるもの）は、重量が4g未満であっても、最低課税の適用はありません。	毎月の初日から末日までの間に売り渡した製造たばこに係る税額について、翌月末日までに申告納付

税目	課税客体・納税義務者	内容（税率等）	納期限															
市たばこ税	製造たばこの製造者、特定販売業者（外国産たばこの輸入業者）又は卸売販売業者	■加熱式たばこに係る課税標準の見直しの段階的实施 ※ 令和8年4月1日より、段階的に行うこととされています。具体的には、改正前の課税方式と改正後の課税方式（上記①、②）を基に、次に記載している計算式で紙巻たばこの本数に換算することになります。 加熱式たばこ1箱の紙巻たばこの本数への換算値 改正前の課税方式により算出した課税標準（注3）※1本未満切り捨て 改正後の課税方式（上記①、②）により算出した課税標準（注5）※1本未満切り捨て 注3) 改正前の課税方式による加熱式たばこの本数換算 加熱式たばこ1箱の紙巻たばこの本数への換算値=A+B A= 加熱式たばこ1箱当たりの重量（紙巻、フィルター等の重量を含む） B= $\frac{\text{加熱式たばこ1箱当たりの重量（紙巻、フィルター等の重量を除く）}}{0.4\text{ g}} \times 0.5$ <table><tr><th>実施期間</th><th>（注4）の率</th><th>（注5）の率</th></tr><tr><td>令和8年4月1日から</td><td>0.5</td><td>0.5</td></tr><tr><td>令和8年10月1日から</td><td>—</td><td>1</td></tr></table> ■葉巻たばこの本数換算 重量1グラムごとに紙巻たばこ1本に換算する重量比例課税方式で換算するが、1本当たりの重量が1グラム未満の軽量な葉巻たばこについては、1本を紙巻たばこ1本に換算する本数課税方式で換算する。 <table><tr><th>実施期間</th><th>1グラム未満 本数課税</th><th>1グラム以上 重量比例課税</th></tr><tr><td>令和3年10月1日から</td><td></td><td></td></tr></table>	実施期間	（注4）の率	（注5）の率	令和8年4月1日から	0.5	0.5	令和8年10月1日から	—	1	実施期間	1グラム未満 本数課税	1グラム以上 重量比例課税	令和3年10月1日から			毎月の初日から末日までの間に売り渡した製造たばこに係る税額について、翌月末日までに申告納付
	実施期間	（注4）の率	（注5）の率															
令和8年4月1日から	0.5	0.5																
令和8年10月1日から	—	1																
実施期間	1グラム未満 本数課税	1グラム以上 重量比例課税																
令和3年10月1日から																		

市税の税率及び納期等の一覧表

(令和8年7月1日現在)

税目	課税客体・納税義務者	内容（税率等）	納期限																																																					
入湯税	(課税客体) ○鉱泉浴場における入湯行為 (納税義務者) ○鉱泉浴場における入湯客	<table><tr><th>税率</th><td>1人1日150円</td></tr><tr><td rowspan="4">入湯税の課税免除</td><td>年齢12歳未満の者</td></tr><tr><td>共同浴場又は一般公衆浴場に入湯する者</td></tr><tr><td>療養を目的とした簡素な施設において入湯する者</td></tr><tr><td>日帰りで入湯する者</td></tr></table>	税率	1人1日150円	入湯税の課税免除	年齢12歳未満の者	共同浴場又は一般公衆浴場に入湯する者	療養を目的とした簡素な施設において入湯する者	日帰りで入湯する者	鉱泉浴場の経営者である特別徴収義務者は、毎月15日までに前月1日から同月末日までの納入申告書の提出及び納付																																														
	税率	1人1日150円																																																						
入湯税の課税免除	年齢12歳未満の者																																																							
	共同浴場又は一般公衆浴場に入湯する者																																																							
	療養を目的とした簡素な施設において入湯する者																																																							
	日帰りで入湯する者																																																							
軽自動車税	(課税客体) ○原動機付自転車 ○軽自動車 ○小型特殊自動車 ○二輪の小型自動車 (納税義務者) ○上記課税客体の所有者等	<table><tr><th colspan="3">原動機付自転車及び二輪車等</th></tr><tr><th>種別</th><th>別</th><th>年税額</th></tr><tr><td rowspan="5">原動機付自転車</td><td>50cc又は定格出力0.6kW以下のもの</td><td>2,000円</td></tr><tr><td>125ccかつ最高出力4.0kW以下のもの</td><td>2,000円</td></tr><tr><td>90cc又は定格出力0.8kW以下のもの</td><td>2,000円</td></tr><tr><td>125cc又は定格出力1.0kW以下のもの</td><td>2,400円</td></tr><tr><td>ミニカー</td><td>3,700円</td></tr><tr><td rowspan="3">軽二輪 (125ccを超え250cc以下のもの)等</td><td>二輪のもの（側車付を含む。）</td><td rowspan="3">3,600円</td></tr><tr><td>二輪のけん引車（ボートトレーラー等）</td></tr><tr><td>専ら雪上を走行するもの</td></tr><tr><td rowspan="2">小型特殊自動車</td><td>農耕作業用のもの</td><td>2,400円</td></tr><tr><td>その他のもの</td><td>5,900円</td></tr><tr><td>二輪の小型自動車（250ccを超えるもの）</td><td></td><td>6,000円</td></tr></table> <table><tr><th colspan="4">四輪以上及び三輪の軽自動車</th></tr><tr><th colspan="2">種別</th><th>平成27年3月31日以前に登録</th><th>平成27年4月1日以後に新車登録</th></tr><tr><td rowspan="2">三輪のもの</td><td rowspan="2">乗用</td><td>3,100円</td><td>3,900円</td></tr><tr><td>営業用 5,500円</td><td>6,900円</td></tr><tr><td rowspan="4">四輪以上のもの</td><td rowspan="2">乗用</td><td>自家用 7,200円</td><td>10,800円</td></tr><tr><td>営業用 3,000円</td><td>3,800円</td></tr><tr><td rowspan="2">貨物用</td><td>自家用 4,000円</td><td>5,000円</td></tr></table>	原動機付自転車及び二輪車等			種別	別	年税額	原動機付自転車	50cc又は定格出力0.6kW以下のもの	2,000円	125ccかつ最高出力4.0kW以下のもの	2,000円	90cc又は定格出力0.8kW以下のもの	2,000円	125cc又は定格出力1.0kW以下のもの	2,400円	ミニカー	3,700円	軽二輪 (125ccを超え250cc以下のもの)等	二輪のもの（側車付を含む。）	3,600円	二輪のけん引車（ボートトレーラー等）	専ら雪上を走行するもの	小型特殊自動車	農耕作業用のもの	2,400円	その他のもの	5,900円	二輪の小型自動車（250ccを超えるもの）		6,000円	四輪以上及び三輪の軽自動車				種別		平成27年3月31日以前に登録	平成27年4月1日以後に新車登録	三輪のもの	乗用	3,100円	3,900円	営業用 5,500円	6,900円	四輪以上のもの	乗用	自家用 7,200円	10,800円	営業用 3,000円	3,800円	貨物用	自家用 4,000円	5,000円	全期5月31日 ※納期限が土日祝日の場合は、翌平日
原動機付自転車及び二輪車等																																																								
種別	別	年税額																																																						
原動機付自転車	50cc又は定格出力0.6kW以下のもの	2,000円																																																						
	125ccかつ最高出力4.0kW以下のもの	2,000円																																																						
	90cc又は定格出力0.8kW以下のもの	2,000円																																																						
	125cc又は定格出力1.0kW以下のもの	2,400円																																																						
	ミニカー	3,700円																																																						
軽二輪 (125ccを超え250cc以下のもの)等	二輪のもの（側車付を含む。）	3,600円																																																						
	二輪のけん引車（ボートトレーラー等）																																																							
	専ら雪上を走行するもの																																																							
小型特殊自動車	農耕作業用のもの	2,400円																																																						
	その他のもの	5,900円																																																						
二輪の小型自動車（250ccを超えるもの）		6,000円																																																						
四輪以上及び三輪の軽自動車																																																								
種別		平成27年3月31日以前に登録	平成27年4月1日以後に新車登録																																																					
三輪のもの	乗用	3,100円	3,900円																																																					
		営業用 5,500円	6,900円																																																					
四輪以上のもの	乗用	自家用 7,200円	10,800円																																																					
		営業用 3,000円	3,800円																																																					
	貨物用	自家用 4,000円	5,000円																																																					

市税の税率及び納期等の一覧表

(令和8年7月1日現在)

税目	課税客体・納税義務者	内容（税率等）	納期限																																																																
軽自動車税	(課税客体) ○原動機付自転車 ○軽自動車 ○小型特殊自動車 ○二輪の小型自動車 (納税義務者) ○上記課税客体の所有者等	重課税率（平成28年度から） <table><tr><th colspan="3">種別</th><th>年税額</th></tr><tr><td rowspan="4">軽自動車</td><td rowspan="2">三輪のもの</td><td>乗用</td><td>4,600円</td></tr><tr><td>営業用</td><td>8,200円</td></tr><tr><td rowspan="2">四輪以上のもの</td><td>乗用</td><td>12,900円</td></tr><tr><td>貨物用</td><td>4,500円</td></tr><tr><td></td><td></td><td>営業用</td><td>6,000円</td></tr><tr><td></td><td></td><td>自家用</td><td></td></tr></table> ※最初の新規検査（車検証に記載してある初度検査年月）を受けた月から13年を経過した四輪以上及び三輪の軽自動車は、平成28年度から経年重課の税率を適用する。 軽課税率 <table><tr><th colspan="2">種別</th><th>特例適用対象外</th><th colspan="2">特例適用対象</th></tr><tr><td>三輪</td><td>乗用</td><td>営業用</td><td>3,900円</td><td>75%軽減</td><td>50%軽減</td><td>25%軽減</td></tr><tr><td rowspan="4">四輪以上</td><td rowspan="2">乗用</td><td>営業用</td><td>6,900円</td><td>1,000円</td><td>2,000円</td><td>※1 3,000円</td></tr><tr><td>自家用</td><td>10,800円</td><td>1,800円</td><td>3,500円</td><td>※1 5,200円</td></tr><tr><td rowspan="2">貨物</td><td>営業用</td><td>3,800円</td><td>2,700円</td><td></td><td></td></tr><tr><td>自家用</td><td>5,000円</td><td>1,000円</td><td></td><td></td></tr><tr><td></td><td></td><td></td><td>1,300円</td><td></td><td></td></tr></table> (特例適用対象) 75%軽減：電気自動車、燃料電池自動車、天然ガス自動車 50%軽減：2030年度燃費基準90%達成（営業用乗用車のみ） 25%軽減：2030年度燃費基準70%達成（営業用乗用車のみ） ※1：令和7年3月31日取得分まで適用	種別			年税額	軽自動車	三輪のもの	乗用	4,600円	営業用	8,200円	四輪以上のもの	乗用	12,900円	貨物用	4,500円			営業用	6,000円			自家用		種別		特例適用対象外	特例適用対象		三輪	乗用	営業用	3,900円	75%軽減	50%軽減	25%軽減	四輪以上	乗用	営業用	6,900円	1,000円	2,000円	※1 3,000円	自家用	10,800円	1,800円	3,500円	※1 5,200円	貨物	営業用	3,800円	2,700円			自家用	5,000円	1,000円						1,300円			全期5月31日 ※納期限が土日祝日の場合は、翌平日
	種別			年税額																																																															
軽自動車	三輪のもの	乗用	4,600円																																																																
		営業用	8,200円																																																																
	四輪以上のもの	乗用	12,900円																																																																
		貨物用	4,500円																																																																
		営業用	6,000円																																																																
		自家用																																																																	
種別		特例適用対象外	特例適用対象																																																																
三輪	乗用	営業用	3,900円	75%軽減	50%軽減	25%軽減																																																													
四輪以上	乗用	営業用	6,900円	1,000円	2,000円	※1 3,000円																																																													
		自家用	10,800円	1,800円	3,500円	※1 5,200円																																																													
	貨物	営業用	3,800円	2,700円																																																															
		自家用	5,000円	1,000円																																																															
			1,300円																																																																